

北九州市監査公表第2号

平成23年3月25日

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	長野敏彦
同	新上健一

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 2 2 年度

包括外部監査結果報告書

平成 23 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 隆明

- 1 . 本報告書における金額の表示に関しては、原則、表示単位未満を切捨て表示している。したがって、上記端数処理の関係上、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。
- 2 . 「 - 」は皆無又は該当なしを、「0」は表示単位未満を意味している。

平成 23 年 3 月 15 日

北九州市包括外部監査人
廣瀬 隆明

平成 22 年 4 月 1 日付包括外部監査契約書第 8 条に基づき外部監査の結果について別紙のとおり報告いたします。

目 次

市税の賦課・徴収事務について

第 1 . 外部監査の概要	1
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 . 特定の事件を選定した背景及びその理由	1
4 . 外部監査の視点	1
5 . 実施した手続	2
6 . 外部監査の実施期間	2
7 . 監査実施日数	2
8 . 外部監査従事者	2
9 . 利害関係	3
第 2 . 外部監査対象事業の概要	4
1 . はじめに	4
2 . 市税の概要	6
第 3 . 監査結果	28
. 市税の賦課手続	28
1 . 個人市民税	28
2 . 法人市民税	46
3 . 固定資産税	56
4 . 軽自動車税	93
5 . 市たばこ税	99
6 . 鉱産税	101
7 . 特別土地保有税	103
8 . 入湯税	110
9 . 事業所税	112
10 . 都市計画税	115
11 . 環境未来税	118
. 市税の徴収手続	121
1 . 徴収の概要	121
(1) 市税徴収の状況	121
(2) 最近決算の状況	121

(3) 滞納に対する取り組み	125
(4) 異議申立等	128
(5) 納税方法	128
2 . 徴収事務	131
(1) 徴収事務組織	131
(2) 徴収事務	133
(3) 徴収事務の内部統制	135
(4) 委託事務	141
(5) 滞納整理事務	142
(6) 滞納整理システム	146
(7) その他収納管理システム	150
(8) 特別徴収	152
(9) 還付・充当	153
3 . 滞納処分	158
(1) 監査手続	158
(2) 督促及び催告	158
(3) 調査	160
(4) 徴収猶予	162
(5) 分割納付	162
(6) 差押え	167
(7) 換価・公売	172
(8) 執行停止	173
(9) 不納欠損	178
(10) 延滞金	179
(11) 個人市県民税の滞納	182
(12) 軽自動車税の滞納	183
(13) 固定資産税の滞納	183
. 税務部における情報セキュリティ等について	184
1 . 概要等	184
(1) はじめに	184
(2) 税に関するシステムの概要	184
2 . 税務部における情報セキュリティ確保のための事務手続	188
3 . 出力帳票の受渡し及び活用について	194

第 1 . 外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象

市税の賦課・徴収事務について

(2) 外部監査の対象期間

自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日

ただし、必要と認められた範囲において、上記、平成 21 年度以外の各年度分についても一部監査の対象とした。

3 . 特定の事件を選定した背景及びその理由

北九州市は平成 20 年 12 月に、新たに「北九州市基本構想」及び「北九州市基本計画」(目標年次：平成 32 年度)を策定し新しいまちづくりに取り組んでいるが、実現に向けては将来的に持続可能な財政の確立が求められる。

財源は一般的に自主財源と依存財源とに区分されるが、市の自律性を高めるには自主財源の確保と強化が重要であり、この自主財源の中心はいうまでもなく市税である。

そこで、市税を公平にかつ確実に徴収することが、財政の確立のためには重要と考えられる。

平成 21 年度の一般会計当初予算における歳入は 517,236 百万円で、そのうち市税は 162,306 百万円、歳入全体に占める割合は 31.4%であることから、市税は歳入面で重要な位置づけとなっている。

市税は市民の多くが関わりを持っていることから、市民の関心も高いのではないかとと思われる。

以上より、市税の賦課・徴収事務が公平性を保ちながら適法・適切かつ効率的に実施されているかどうかを監査することは有意義であると考え、特定の事件として選定した。

4 . 外部監査の視点

主に以下のような視点をもって、監査を実施した。

市税の賦課及び徴収が法令等に準拠して行われているか。

市税の賦課及び徴収が効率的に行われているか。

市税の賦課及び徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

市税の滞納整理、督促処理等の手続が法令等に従い適切に行われているか。
徴収計画の策定及び計画と実績との差異分析は適切に行われているか。

5. 実施した手続

(1) 予備調査

歳入歳出決算書、税務統計などをもとに、市税に関する総合的分析
市税全般に関するヒアリング

(2) 本調査(実地調査)

税務統計その他統計資料をもとに比較・分析
事務処理要領、業務マニュアルなどにより事務手続の概要把握
申告書、書類、各種帳票との照合、閲覧
責任者、担当者への質問
現場視察

(3) 評価・結論

報告書の作成・検討

なお、監査の項目ごとに個別の手続を記載している。

6. 外部監査の実施期間

平成22年6月7日から平成23年2月10日まで

7. 監査実施日数

(単位:日)

監査場所	監査責任者	監査補助者	合計	摘要
市役所	45	162	207	1. テーマ選定に係る作業 2. 実地調査 3. 報告書の作成 4. 報告ほか

(注) 上記のほか包括外部監査人の事務所において、監査計画の立案、包括外部監査結果報告書の作成・内容検討などを実施した。

8. 外部監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 隆明

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 丹田 啓一

公認会計士 林 宗義

公認会計士 山口 徹也
税 理 士 工藤 泰則

9 . 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象事業の概要

1. はじめに

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としてさまざまな行政サービスを住民に対し提供しているが、これらのサービスを安定的・持続的に提供していくためには一定の歳入の確保が必要となる。地方自治法第223条は、普通地方公共団体は地方税法の定めにより地方税を賦課徴収することができることを定めている。各地方団体は、さらに具体的に賦課徴収に関する規定を条例等で定めているが、この地方税は地方団体の歳入面で重要な地位を担っている。

地方財政白書平成22年版（平成20年度決算）、21年版（平成19年度決算）及び20年版（平成18年度決算）によれば、全国の市町村の歳入区分別決算額は次ページの表1-1のとおりである。

地方税が歳入に占める割合はおおむね40%であるが、自主財源すなわち地方自治体自らの権限で収入しうる財源に限ればその大部分を占めている。

また、国からの財源への依存度合いをできる限り縮小すると共に地方の自主財源を充実させ、地方の創意工夫と責任に基づく政策決定を推し進めるといふ、いわゆる三位一体改革や昨今の地方分権の流れからすると地方税の重要性は今後ますます増加するのではないかと思われる。

（注）三位一体改革：平成14年6月の経済財政諮問会議においてまとめられ、閣議決定「骨太の方針第2弾」に盛り込まれたもので、国と地方を通じた財政の健全化を図る目的で策定された、国庫補助金廃止、税源移譲、地方交付税改革という三つの一体的改革をいう。

<表1 - 1> 全国市町村の歳入区分別決算額

区 分	政 令 市		その他の市町村		合 計		
	金額(億円)	割合(%)	金額(億円)	割合(%)	金額(億円)	割合(%)	
平成 20 年 度	地 方 税	47,910	44.0	137,772	38.9	185,682	40.1
	地 方 譲 与 税	827	0.8	4,162	1.2	4,989	1.1
	各 種 交 付 金 等	5,043	4.6	13,290	3.8	18,333	4.0
	地 方 交 付 税	5,432	5.0	67,433	19.0	72,865	15.7
	国 庫 支 出 金	14,932	13.7	38,242	10.8	53,174	11.5
	都道府県支出金	2,963	2.7	19,352	5.5	22,315	4.8
	地 方 債	10,562	9.7	28,009	7.9	38,571	8.3
	そ の 他	21,194	19.5	46,070	13.0	67,264	14.5
	合 計	108,863	100.0	354,330	100.0	463,193	100.0
平成 19 年 度	地 方 税	47,692	44.8	137,522	39.2	185,214	40.5
	地 方 譲 与 税	864	0.8	4,323	1.2	5,187	1.1
	各 種 交 付 金 等	5,310	5.0	13,941	4.0	19,251	4.2
	地 方 交 付 税	5,299	5.0	64,966	18.5	70,265	15.4
	国 庫 支 出 金	13,791	13.0	33,236	9.5	47,027	10.3
	都道府県支出金	2,896	2.7	19,495	5.6	22,391	4.9
	地 方 債	10,240	9.6	28,363	8.1	38,603	8.4
	そ の 他	20,368	19.1	48,927	13.9	69,295	15.2
	合 計	106,460	100.0	350,773	100.0	457,233	100.0
平成 18 年 度	地 方 税	42,845	42.6	129,608	36.4	172,453	37.7
	地 方 譲 与 税	2,143	2.1	10,961	3.1	13,104	2.9
	各 種 交 付 金 等	5,954	5.9	16,956	4.8	22,910	5.0
	地 方 交 付 税	5,831	5.8	67,899	19.1	73,730	16.1
	国 庫 支 出 金	12,908	12.8	32,584	9.1	45,492	10.0
	都道府県支出金	2,109	2.1	17,936	5.0	20,045	4.4
	地 方 債	9,932	9.9	31,649	8.9	41,581	9.1
	そ の 他	18,903	18.8	48,832	13.7	67,735	14.8
	合 計	100,625	100.0	356,425	100.0	457,050	100.0

- (注) 1. 地方譲与税：徴収の便宜等から国が代行して国税として徴収し、そのまま地方自治体に譲与する地方税で、地方道路譲与税等がある。
2. 各種交付金：児童手当など制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、あるいは地方団体の減収を填補するために国が地方自治体に交付するもの。
3. 地方交付税：国税の一定割合を一般財源が不足する地方自治体に配分するもの。
4. 国庫支出金：国がその施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに、地方公共団体に交付するもの。

2. 市税の概要

(1) 地方税の種類

地方税には普通税と目的税とがあるが、北九州市で課税されている税金は次のとおりである。

普通税

市民税（個人及び法人） 固定資産税 軽自動車税 市たばこ税 鉱産税
特別土地保有税

目的税

入湯税 事業所税 都市計画税 環境未来税

各地方税の内容については当該市税の賦課手続における記載を参照のこと。

(注) 1. 普通税：徴収した税金の使いみちが特別に定められておらず、様々な支出に充てられる税金。

2. 目的税：徴収した税金の使いみちが特別に定められている税金で、例えば、事業所税は都市環境の整備等の支出に充てられ、都市計画税は都市計画事業等の支出に充てられる。

3. 特別土地保有税は、平成 15 年度改正に伴い平成 15 年度分以降の課税が停止されたため、保有分の申告義務は発生しない。

(2) 市税決算額の推移

過去 10 年間の税の種類別収入総額推移は次の表のとおりであるが、およそ 1,500 億円から 1,700 億円で推移している。なお、平成 19 年度は平成 18 年度と比較して約 100 億円増加しているが、これは国から地方への税源移譲の実施に伴い、従来 3 段階に分かれていた累進税率を 10%（市 6%、県 4%）の比例税率に変更したことなどによる。

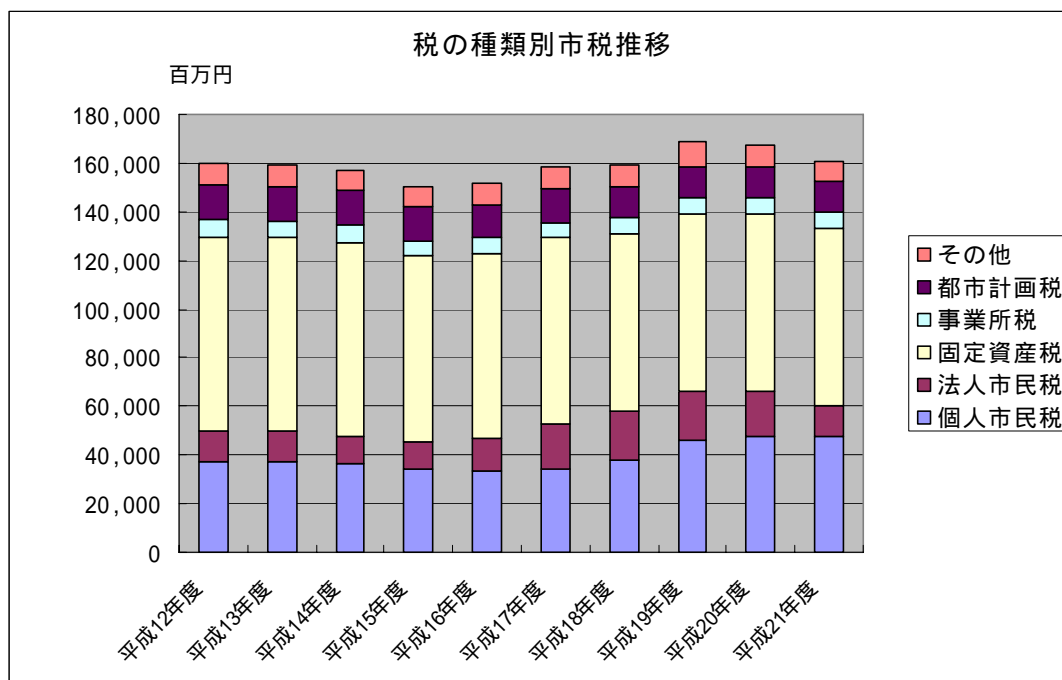
<表 2 - 1> 税の種類別収入総額の推移 (単位：千円)

年 度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	事業所税	都市計画税	その他	合 計
平成 12 年度	37,179,799	12,954,279	79,286,712	7,739,379	14,030,495	8,451,550	159,642,214
平成 13 年度	36,860,656	13,055,560	79,522,058	6,988,800	14,165,651	8,444,269	159,036,994
平成 14 年度	36,313,523	11,237,163	79,551,013	7,160,205	14,408,889	8,230,929	156,901,722
平成 15 年度	34,466,218	11,110,663	76,190,436	6,382,616	13,719,930	8,376,037	150,245,900
平成 16 年度	33,180,703	13,516,485	76,099,532	6,309,395	13,783,240	9,100,888	151,990,243
平成 17 年度	34,484,493	18,520,833	76,356,431	6,347,606	13,553,546	9,144,162	158,407,071
平成 18 年度	38,160,581	19,977,922	72,736,710	6,372,297	12,720,244	9,286,993	159,254,747
平成 19 年度	46,370,251	20,025,616	73,062,548	6,583,143	12,705,553	9,875,426	168,622,537
平成 20 年度	47,588,471	18,388,562	72,839,324	6,747,979	12,567,501	9,359,004	167,490,841
平成 21 年度	47,290,570	12,995,006	72,789,215	6,840,519	12,381,290	8,597,227	160,893,827

(注) 平成 15 年度から「環境未来税」(目的税)を創設しており、その金額は次のとおりである。

平成 15 年度 247,526 千円 平成 16 年度 808,875 千円 平成 17 年度 886,877 千円

平成 18 年度 725,181 千円 平成 19 年度 1,313,799 千円 平成 20 年度 1,174,424 千円
 平成 21 年度 677,662 千円



(3) 歳入総額に占める市税の割合

過去 10 年間の歳入区分別の決算額推移は次ページの表のとおりである。

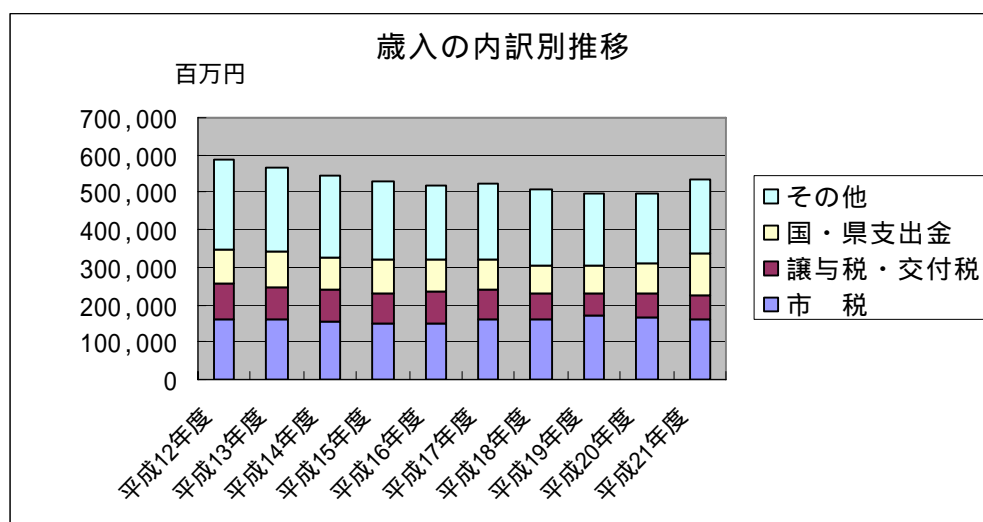
歳入総額に占める市税の割合は 27.2% ~ 34.1%、10 年間の平均で 30.1% となっている。

歳入総額のうち「その他」の割合が高いが、「その他」の主なものは市債や貸付金元利収入である。これらは歳入に見合う歳出もあるため「その他」を除外、つまり市債や貸付金の残高に変更がないものと仮定した場合、歳入に占める市税の割合は 45.8% ~ 55.6%、10 年間の平均で 49.5% となる。市税は歳入面できわめて重要であるといえる。

<表 2 - 2> 歳入の内訳別推移

(単位：千円)

年 度	市 税	譲与税・交付税	国・県支出金	その他	合 計
平成 12 年度	159,642,214	96,478,536	92,748,903	238,241,470	587,111,123
平成 13 年度	159,036,994	88,743,271	91,724,806	226,818,037	566,323,108
平成 14 年度	156,901,722	84,897,047	83,553,337	221,296,469	546,648,575
平成 15 年度	150,245,900	80,934,581	87,114,580	208,667,907	526,962,968
平成 16 年度	151,990,243	80,785,204	85,835,965	202,045,066	520,656,478
平成 17 年度	158,407,071	81,942,215	80,969,812	203,486,935	524,806,033
平成 18 年度	159,254,747	72,320,822	74,952,089	199,580,941	506,108,599
平成 19 年度	168,622,537	61,851,592	72,821,404	191,799,886	495,095,419
平成 20 年度	167,490,841	63,558,904	77,183,445	188,399,378	496,632,568
平成 21 年度	160,893,827	63,615,878	112,308,755	196,525,700	533,344,160



(注) その他の主なものは市債、貸付金元利収入である。

(4) 組織

市税に関する事務は、財政局税務部及び東部・西部市税事務所でやっている。平成21年4月時点での北九州市機構図、税務機構及び事務分掌、税務職員配置表をそれぞれ9ページ、10ページ～13ページ、14ページ～15ページに掲げる。

従来は、固定資産税課及び納税課をそれぞれの区(全7区)に置いていたが、平成21年1月からは、東西2か所の「市税事務所」に集約している。

これは、税務の専門ノウハウを有する効率的な組織体を構築し、税外債権も含めた市全体の債権回収の中心的な組織と位置づけることによって、税及び税外債権の収入確保や市民の利便性の向上等を図ることを目的としたものである。

<表 2 - 3 > 税務機構及び事務分掌

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区分	課	係	事務分掌	
財 政 局 税 務 部	管 理 係		(1) 部、課の庶務に関すること。	
			(2) 税務職員の証票に関すること。	
			(3) 地方譲与税に関すること。	
			(4) 県税交付金に関すること。	
			(5) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。	
			(6) 市税証明事務の運用支援に関すること。	
			(7) 税務事務に関する電算システムの運用支援及び企画に関すること。	
			(8) 税務事務に関する情報処理技術の調査研究、導入の企画及び総括に関すること。	
	税 制 係		(1) 税制の調査及び研究並びに税務事務の企画及び調整に関すること。	
			(2) 市税関係諸規程に関すること。	
			(3) 市税に係る不服申立及び犯則に関すること。	
			(4) 税務職員の研修に関すること。	
			(5) 税務事務の監察に関すること。	
			(6) 税務統計に関すること。	
			(7) 固定資産評価審査委員会に関すること。	
	徴 収 企 画 係		(1) 市税徴収対策に関すること。	
			(2) 税外債権の回収強化に関すること。	
			(3) 市税及び税外債権の徴収一元化の総括に関すること。	
		収 納 係		(1) 市税及びこれに付随する税外収入の収納及び督促に関すること。
				(2) 市税及びこれに付随する税外収入の収納事務の指導に関すること。
				(3) 市税の収入状況の調査に関すること。
			(4) 納税思想の普及宣伝に関すること。	
			(5) 納税貯蓄組合に関すること。	
			(6) 所管に属する市税の証明に関すること。	
課 税 企 画 係	課 税 係		(1) 課の庶務に関すること。	
			(2) 個人の市民税及び軽自動車税の賦課事務の企画及び指導に関すること。	
			(3) 所管に属する市税の証明に関すること。	
	土 地 係		(1) 土地の評価基準に関すること。	
			(2) 特定の土地の調査及び評価に関すること。	
			(3) 土地の賦課事務の企画及び指導に関すること。	
			(4) 土地の価格決定に関すること。	
			(5) 特別土地保有税の賦課等に関すること。	
			(6) 所管に属する市税の証明に関すること。	

区分	課	係	事務分掌	
財政局 税務部	課税企画課	家屋係	(1) 家屋の評価基準に関する事。	
			(2) 特定の家屋の調査及び評価に関する事。	
			(3) 家屋の賦課事務の企画及び指導に関する事。	
			(4) 家屋の価格決定に関する事。	
			(5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事。	
			(6) 所管に属する市税の証明に関する事。	
		償却資産係	(1) 償却資産の評価基準に関する事。	
			(2) 特定の償却資産の調査及び評価に関する事。	
			(3) 償却資産の賦課事務の企画及び指導に関する事。	
			(4) 償却資産の価格決定に関する事。	
			(5) 総務大臣及び福岡県知事による価格の配分に関する事。	
			(6) 所管に属する市税の証明に関する事。	
東部・西部 市税事務所	市民税課	市民税係	(1) 所、課の庶務に関する事。	
			(2) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関する事。	
			(3) 軽自動車税の賦課に関する事。	
			(4) 原動機付自転車等の標識に関する事。	
			(5) 市税の証明に関する事。	
			(6) 市税及びこれに付随する税外収入の収納及び還付金等に関する事。	
	(東部市税事務所に限る) 法人諸税課	法人諸税係	(東部市税事務所に限る) 特別徴収係	(1) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関する事。
				(2) 特別徴収に係る個人の市民税及びこれに付随する税外収入の収納及び督促に関する事。
				(1) 課の庶務に関する事。
				(2) 法人の市民税、市たばこ税、鉱産税、入湯税、事業所税及び環境未来税の賦課に関する事。
				(3) 所管に属する市税の証明に関する事。
				固定資産税課
(2) 償却資産課税台帳の整理及び保管に関する事。				
(3) 償却資産課税台帳の閲覧に関する事。				
(4) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。				
(1) 課の庶務に関する事(土地第一係に限る。)				
(2) 固定資産税(土地及び家屋に対して課するものに限る。)及び都市計画税の賦課の総括に関する事。				
(3) 土地の評価に関する事。				
(4) 土地課税台帳等及び土地名寄帳の整理及び保管に関する事。				
(5) 土地課税台帳等及び路線価公開図等の閲覧に関する事。				
(6) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。				
(7) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。				
(8) 所管に属する市税の証明に関する事。				

区分	課	係	事務分掌		
東 部 ・ 西 部 市 税 事 務 所	固定資産税課	家屋第一・第二係	(1) 家屋の評価に関すること。		
			(2) 家屋課税台帳等及び家屋名寄帳の整理及び保管に関すること。		
			(3) 家屋課税台帳等の閲覧に関すること。		
			(4) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。		
			(5) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。		
			(6) 所管に属する市税の証明に関すること。		
			(7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく住宅用家屋の証明に関すること。		
	納 税 課	納税第一・第二・第三係	(1) 課の庶務に関すること(納税第一係に限る。)		
			(2) 市税及びこれに付随する税外収入の徴収に関すること(特別滞納調査係の所管に属するものを除く。)		
			(3) 財産の差押えに関すること(特別滞納調査係の所管に属するものを除く。)		
			(4) 交付要求に関すること(特別滞納調査係の所管に属するものを除く。)		
			(5) 差押財産の換価及び換価代金等の配当に関すること(特別滞納調査係の所管に属するものを除く。)		
			(6) 納税の猶予に関すること(特別滞納調査係の所管に属するものを除く。)		
			(7) 徴収の囑託及び受託に関すること(特別滞納調査係の所管に属するものを除く。)		
			(8) 国民健康保険料、介護保険料及び保育所の保護者負担金(徴収が困難なもので市税の滞納者に係るものに限る。)並びにこれらに付随するその他の収入の徴収等に関すること。		
			特別滞納調査係	特別滞納調査係	(1) 市税及びこれに付随する税外収入の徴収に関すること(特に徴収が困難なものに限る。)
					(2) 財産の差押えに関すること(特に徴収が困難なものに限る。)
	(3) 交付要求に関すること(特に徴収が困難なものに限る。)				
(4) 差押財産の換価及び換価代金等の配当(特に徴収が困難なものに限る。)					
(5) 納税の猶予(特に徴収が困難なものに限る。)					
(6) 徴収の囑託及び受託(特に徴収が困難なものに限る。)					
(7) 国民健康保険料、介護保険料及び保育所の保護者負担金(徴収が困難なもので他係の所管に属するものを除く)並びにこれらに付随するその他の収入の徴収等。					
税務課(注1)	市民税係	(1) 課の庶務に関すること。			
		(2) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。			
		(3) 軽自動車税の賦課に関すること。			
		(4) 原動機付自転車等の標識に関すること。			
		(5) 市税の証明及び相談に関すること。			
		(6) 市税及びこれに付随する税外収入の収納及び還付金に関すること。			

区分	課	係	事務分掌
区役所	出張所 (注2)		(1) 市税の納付書の再交付に関する事。
			(2) 市税の還付金の支払に関する事。
			(3) 原動機付自転車等の標識に関する事。
			(4) 納税貯蓄組合に関する諸届の受付に関する事。
			(5) 市税及びその他の諸証明に関する事。
			(6) 市税、保険料及び税外収入の収納に関する事。

(注) 1 . 門司、小倉南、若松、八幡東、戸畑

(注) 2 . 松ヶ江出張所(門司区役所) 大里出張所(門司区役所) 曾根出張所(小倉南区役所)
 両谷出張所(小倉南区役所) 東谷出張所(小倉南区役所) 島郷出張所(若松区役所)
 折尾出張所(八幡西区役所) 上津役出張所(八幡西区役所) 八幡南出張所(八幡西区役所)
 出張所の事務分掌については、税務関連のみ抜粋

<表2 - 4> 税務職員配置表（平成21年4月25日現在）

区局	課	係	人 数					
			部長	課長	係長	係員	計	
財政局 稅務部	稅 制 課	管 理 係			3	5	8	
		稅 制 係			1	3	4	
		徵收企画係			2	3	5	
收 納 係				2	14	16		
		計		1	8	25	34	
課稅企画課	課 稅 係				1	6	7	
	土 地 係				1	6	7	
	家 屋 係				1	4	5	
	償却資産係				1	2	3	
		計		1	4	18	23	
	小 計		1	2	12	43	58	
東部市 稅事務所	市民稅課	市 民 稅 係				2	17	19
		特別徵收係				2	17	19
		計		1	4	34	39	
	法人稅務課	法人諸稅係				1	11	12
		償却資産係				1	12	13
		計		1	2	23	26	
	固定資産稅課	土地第一係				1	14	15
土地第二係					1	13	14	
家屋第一係					1	14	15	
家屋第二係					1	12	13	
	計		2	4	53	59		
納 稅 課	納稅第一係				2	8	10	
	納稅第二係				5	27	32	
	納稅第三係				4	18	22	
	特別滯納調查係				5	4	9	
	計		3	16	57	76		
門司稅務課	市民稅係				2	8	10	
	計		1	2	8	11		
小倉南稅務課	市民稅係				2	14	16	
	計		1	2	14	17		
	小 計		1	9	30	189	229	

区局	課	係	人 数				
			部長	課長	係長	係員	計
西部市税事務所	市民税課	市民税係 計	人	人	人	人	人
				1	2	18	20
	固定資産税課	土地第一係			1	13	14
		土地第二係			1	12	13
		家屋第一係			1	12	13
		家屋第二係 計		2	4	14	15
	納 税 課	納税第一係			2	9	11
		納税第二係			2	12	14
納税第三係				3	17	20	
特別滞納調査係 計			3	4	3	7	
若松税務課	市民税係			1	7	8	
	計		1	1	7	9	
八幡東税務課	市民税係 計		1	1	7	8	
戸畑税務課	市民税係			2	5	7	
	計		1	2	5	8	
小 計			1	9	21	129	160
合 計	本 庁	税務部	1	2	12	43	58
	市税事務所	課税部門		12	24	220	256
		納税部門		6	27	98	131
		計	2	18	51	318	389
總 計			3	20	63	361	447
平成 20 年度 (平成 21 年 1 月 1 日)			4	21	72	357	454
平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 25 日)			2	21	73	366	462
平成 19 年度 (平成 19 年 4 月 25 日)			2	21	75	369	467
平成 18 年度 (平成 18 年 4 月 21 日)			1	21	70	394	486
平成 17 年度 (平成 16 年 4 月 21 日)			1	22	70	395	488
平成 16 年度 (平成 15 年 5 月 1 日)			1	22	70	396	489

(5) 市税の収入率・滞納について

賦課した市税を確実に徴収することは、市民に対する様々なサービスを提供するために必要とされる歳入を確保する上で、また、市民間の税に対する公平性を確保する観点からも、きわめて重要である。滞納した市税の徴収手続を適時、適切に行わなければ、適正に納税している他の大多数の市民、法人の納税意欲にも影響を与えかねない。

北九州市の過去5年間の決算額、不納欠損額、収入未済額等の推移は18ページの表のとおりである。5年間平均で課税、収入、滞納等の概況を見てみると、現年課税分1,634億円に対して1,611億円が納付され、差額の23億円が滞納になっている。また、滞納繰越分については、滞納繰越分57億円のうち19億円を徴収し、5億円が不納欠損処理されている。

つまり、滞納された市税について、毎年度19億円徴収し、5億円不納欠損処理することにより24億円減少するが、新たに23億円の収入未済額が発生するため結果として滞納繰越額は55億円～60億円で推移する状況になっている。

北九州市では市税収入等の確保を重要課題として取り組んでおり、その結果、過去3年間の市税収入率は18の政令市の中で第4位と高い順位をキープしているが、さらに市税を確実に徴収するため、19ページの表のとおり金額的に重要性が高く、かつ、比較的収入率が低い個人市民税(95.2%)や固定資産税(95.8%)・都市計画税(94.9%)の徴収強化や高額滞納事案の徴収強化を図っているところである。

(注) 1. 収入率:(当年度収入額/当年度において徴収すべき金額)×100

2.()内は平成21年度の収入率

<表2-5> 過去3年間の政令市の収入率

政令市	平成19年度		平成20年度		平成21年度		政令市	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	順位	収入率(%)	順位	収入率(%)	順位	収入率(%)		順位	収入率(%)	順位	収入率(%)	順位	収入率(%)
北九州市	4	96.7	4	96.5	4	96.1	浜松市	13	94.2	13	94.0	16	93.3
札幌市	11	95.0	11	94.6	11	94.3	名古屋市	1	97.7	1	97.6	1	97.2
仙台市	14	94.1	14	93.9	14	93.8	京都市	2	97.2	2	97.2	3	97.0
さいたま市	12	94.4	12	94.4	13	93.9	大阪市	9	95.4	9	95.4	10	95.0
千葉市	17	91.4	18	92.0	18	92.3	堺市	10	95.3	8	95.4	8	95.2
横浜市	3	96.9	3	97.0	2	97.1	神戸市	8	95.5	10	95.2	9	95.1
川崎市	5	96.4	5	96.3	5	96.1	岡山市			16	93.7	15	93.5
新潟市	15	93.7	15	93.8	12	94.0	広島市	7	95.8	7	95.8	7	95.4
静岡市	16	93.7	17	93.6	17	93.2	福岡市	6	96.0	6	95.8	6	95.6

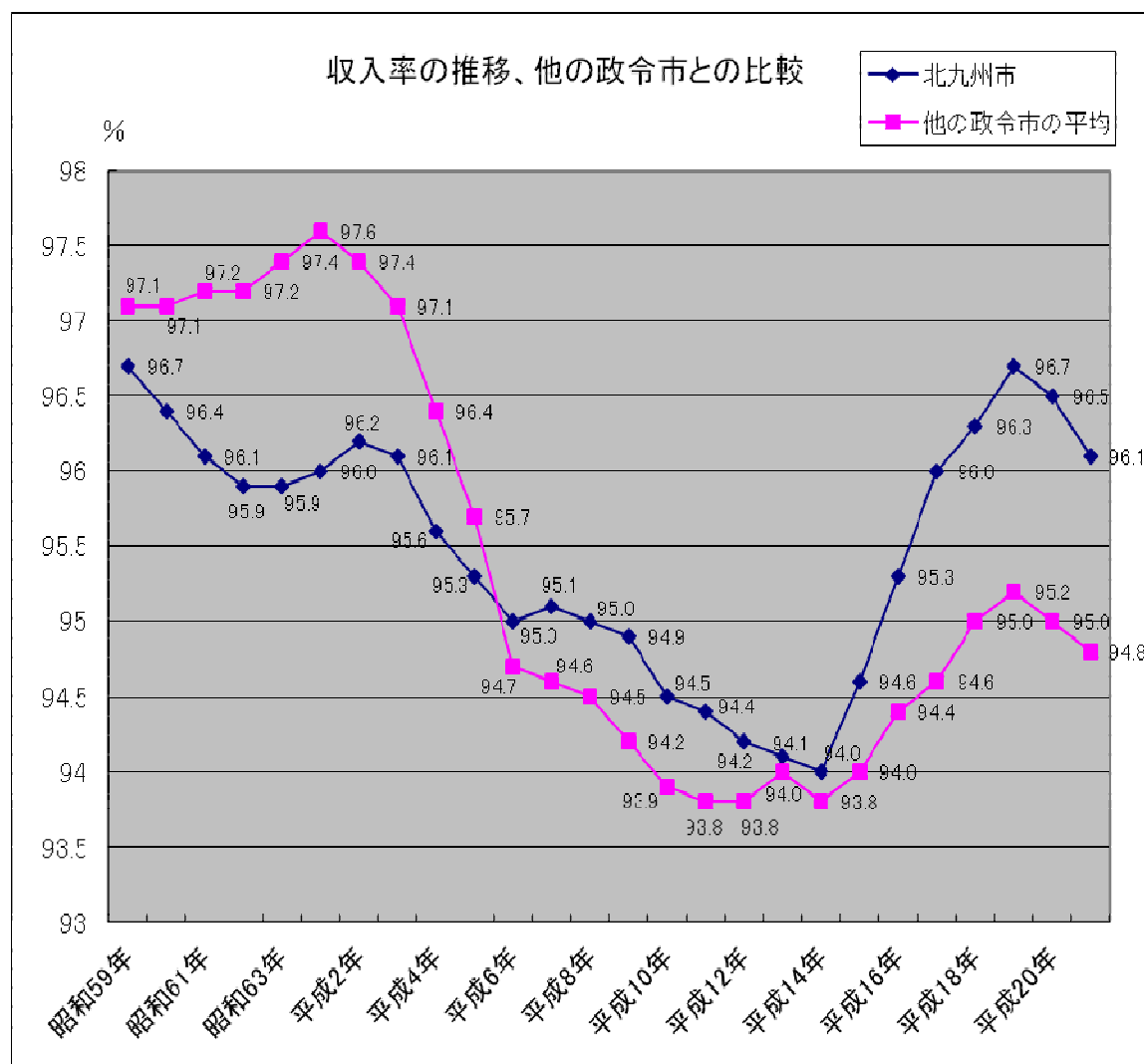
< 参考 > 過去の収入率の推移

全国的な傾向：

平成2年度以降収入率が低下しているが、これは景気後退の影響を受けて企業収益が悪化する一方、個人所得も減少し、このため、企業・個人共に納税が困難な納税義務者の割合が増加し、税額に占める割合が高い固定資産税を中心に滞納の累積化が進んだことが原因と考えられる。平成14年度あたりから景気の回復により収入率が上昇したが、いわゆるリーマンショックの影響で近年再び収入率が低下している。

北九州市の傾向：

上記の全国的な傾向に同調しているが、それ以外の特徴として、平成14年度に「特別滞納調査室」を設置して収入率改善に向けた取り組み(500万円以上の高額滞納事案集中整理、財産調査・差押の強化、税金お知らせセンターの設置、インターネット公売の実施など)により、滞納繰越額が大幅に減少したことがあげられる。



<表2 - 6> 市税等決算額及び収入率（過去5年・5年平均）

（単位：千円）

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平 均	
調 定 額	現年課税分	158,723,894	159,512,536	168,770,220	168,435,899	161,633,459	163,415,202
	現年度分	158,028,140	158,879,410	168,100,288	167,741,591	160,869,609	162,723,808
	過年度分	695,753	633,126	669,931	694,308	763,850	691,394
	滞納繰越分	6,342,427	5,925,411	5,595,513	5,081,457	5,722,113	5,733,384
	合 計	165,066,321	165,437,947	174,365,733	173,517,356	167,355,573	169,148,586
収 入 額	現年課税分	156,361,367	157,387,040	166,531,834	165,929,531	159,116,531	161,065,261
	現年度分	155,769,263	156,841,597	165,921,368	165,351,143	158,415,376	160,459,749
	過年度分	592,103	545,442	610,465	578,388	701,154	605,510
	滞納繰越分	2,045,704	1,867,706	2,090,702	1,561,310	1,777,296	1,868,544
	合 計	158,407,071	159,254,747	168,622,536	167,490,841	160,893,827	162,933,804
不 納 欠 損 額	現年課税分	164,473	114,099	64,153	15,226	22,530	76,096
	現年度分	162,637	113,586	55,994	14,905	21,946	73,814
	過年度分	1,835	513	8,159	321	584	2,282
	滞納繰越分	571,806	475,790	551,018	293,188	390,048	456,370
	合 計	736,280	589,889	615,172	308,414	412,579	532,467
収 入 未 済 額	現年課税分	2,208,975	2,026,427	2,191,816	2,509,771	2,524,868	2,292,371
	現年度分	2,107,075	1,939,018	2,140,380	2,393,968	2,462,264	2,208,541
	過年度分	101,900	87,409	51,436	115,802	62,604	83,830
	滞納繰越分	3,725,554	3,582,596	2,954,616	3,227,668	3,555,516	3,409,190
	合 計	5,934,530	5,609,024	5,146,433	5,737,439	6,080,385	5,701,562
収 入 率 (%)	現年課税分	98.5	98.7	98.7	98.5	98.4	98.6
	現年度分	98.6	98.7	98.7	98.6	98.5	98.6
	過年度分	85.1	86.2	91.1	83.3	91.8	87.5
	滞納繰越分	32.3	31.5	37.4	30.7	31.1	32.6
	合 計	96.0	96.3	96.7	96.5	96.1	96.3

<表 2 - 7> 過去 2 年間の税の種類別決算状況

税 目	平成 20 年度			平成 21 年度		
	調定額 千円	収入額 千円	収入率 %	調定額 千円	収入額 千円	収入率 %
個人市民税	49,694,436	47,588,471	95.8	49,671,524	47,290,570	95.2
現年度分	47,813,827	46,891,146	98.1	47,456,329	46,488,957	98.0
過年度分	206,560	154,524	74.8	223,920	186,927	83.5
滞納繰越分	1,674,049	542,801	32.4	1,991,274	614,685	30.9
固定資産税	75,683,046	72,839,324	96.2	75,770,563	72,789,214	96.1
純固定資産税	71,682,219	68,838,497	96.0	71,752,617	68,771,268	95.8
現年度分	69,073,137	67,970,267	98.4	68,838,123	67,710,381	98.4
過年度分	109,500	99,831	91.2	203,771	193,943	95.2
滞納繰越分	2,499,582	768,399	30.7	2,710,722	866,942	32.0
交納付金	4,000,827	4,000,827	100.0	4,017,947	4,017,947	100.0
都市計画税	13,205,487	12,567,501	95.2	13,051,847	12,381,289	94.9
現年度分	12,641,537	12,394,341	98.0	12,441,783	12,186,711	97.9
過年度分	1,559	1,019	65.4	988	463	46.9
滞納繰越分	562,391	172,141	30.6	609,076	194,115	31.9
その他の市税	34,934,388	34,495,545	98.7	28,861,639	28,432,752	98.5
現年度分	34,212,264	34,094,563	99.7	28,115,427	28,011,379	99.6
過年度分	1,070,997	901,400	84.2	335,170	319,819	95.4
滞納繰越分	345,435	77,969	22.6	411,041	101,552	24.7
市税合計	173,517,357	167,490,841	96.5	167,355,573	160,893,827	96.1
現年度分	167,741,592	165,351,144	98.6	160,869,609	158,415,376	98.5
過年度分	694,308	578,387	83.3	763,850	701,154	91.8
滞納繰越分	5,081,457	1,561,310	30.7	5,722,113	1,777,296	31.1

(6) 徴税費について

ア．北九州市の現況

市税の賦課・徴収には業務を推進するための組織体制が必要であり、人件費や経費などが発生する。また、賦課された市税を納付することは納税者の義務であるが、現実には企業の経営不振、自営業者や勤務会社の経営不振等を原因とした資力不足や納税観念の欠如など様々な理由で市税の滞納が発生し、このような滞納された市税の回収のために追加的なコストも必要になる。

北九州市の過去5年間の市税の徴収に要する経費の推移は24ページの表のとおりである。

個人の道府県民税の賦課徴収は、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされている。(地方税法第41条第1項)また、道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、一定の金額を、徴収取扱費として市町村に対して交付しなければならない(地方税法第47条第1項)とされており、さらに福岡県税条例第20条の10及び福岡県税条例施行規則第37条において詳細な定めがなされている。

表の「県民税徴収取扱費」は、徴収取扱費として福岡県から交付された金額であり、市の実質的な徴税費は表の「徴税費」合計から交付金を差し引いた金額になる。

人件費は徴税費の8割弱を占めるが、毎年税務職員数減少に伴い減少傾向である。平成21年度と平成17年度とを比較すると、税務職員は41名減少し人件費も391,249千円減少している。需用費の主なものは、「その他」に含まれている郵便料、印刷製本費などであり、これも年度により多少増減はあるものの、平成21年度と平成17年度とを比較すると111,741千円の減少となっている。

これらの結果、平成21年度は平成17年度に比較して徴税費合計では507,152千円の減少となっている。また、税収額1,000円当たりの徴税費は、30.3円(26.6円¹)から24.5円(20.0円)へ低下、税務職員一人当たりの収入額は、324,605千円(353,331千円²)から359,941千円(429,890千円)へ上昇している。

イ．他の政令市との比較

道府県民税の徴収事務経費の割合は各道府県により異なるため、徴税費を市民税と道府県民税の合計収入額で除して求めた1,000円当たりの徴税費を比較すると、北九州市は過去3年間では26.1円、24.5円、24.5円となり、それぞれ政令市の中で17位、18位、16位と比較的多額の徴税費をかけているといえる。

¹ ()は県民税徴収取扱費を控除した徴税費を市税で除して求めた金額である。

² ()は県民税の収入を含む金額である。

<表 2 - 8 > 政令市の収入額 1,000 円当たり徴税費及び順位

政令市	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		政令市	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	順位	1,000 円 当たり 徴税費	順位	1,000 円 当たり 徴税費	順位	1,000 円 当たり 徴税費		順位	1,000 円 当たり 徴税費	順位	1,000 円 当たり 徴税費	順位	1,000 円 当たり 徴税費
北九州市	17	26.1	18	24.5	16	24.5	浜松市	7	17.2	7	17.3	9	18.0
札幌市	15	22.3	13	21.3	12	20.6	名古屋市	12	20.7	12	20.2	14	22.2
仙台市	11	20.3	16	22.2	18	28.2	京都市	16	24.0	17	23.4	15	23.2
さいたま市	6	17.1	4	15.7	6	15.9	大阪市	10	20.2	11	19.3	11	19.7
千葉市	3	16.4	3	15.7	4	15.2	堺市	8	17.9	15	21.7	17	25.4
横浜市	1	13.0	2	12.9	2	12.8	神戸市	14	22.1	14	21.4	13	22.2
川崎市	2	13.0	1	12.1	1	12.3	岡山市			8	17.8	5	15.7
新潟市	13	21.1	10	19.3	10	18.5	広島市	5	17.0	5	15.9	3	15.1
静岡市	4	16.5	6	16.5	7	17.4	福岡市	9	18.6	9	18.0	8	17.6

(注) 比較の基本とした徴税費は各政令市が作成した課税状況調に基いているが、同様に各政令市が総務省に報告している市町村別決算状況調に基く徴税費で比較した場合、北九州市の過去 3 年間の市税 1,000 円当たり徴税費は、24.4 円(平成 19 年度)、23.6 円(平成 20 年度)、23.2 円(平成 21 年度)となり、それぞれ政令市の中で、17 位、17 位、14 位となる。

基礎とする資料によって結果に差が生じているが、課税状況調と市町村別決算状況調とは、徴税費の集計範囲が異なる。

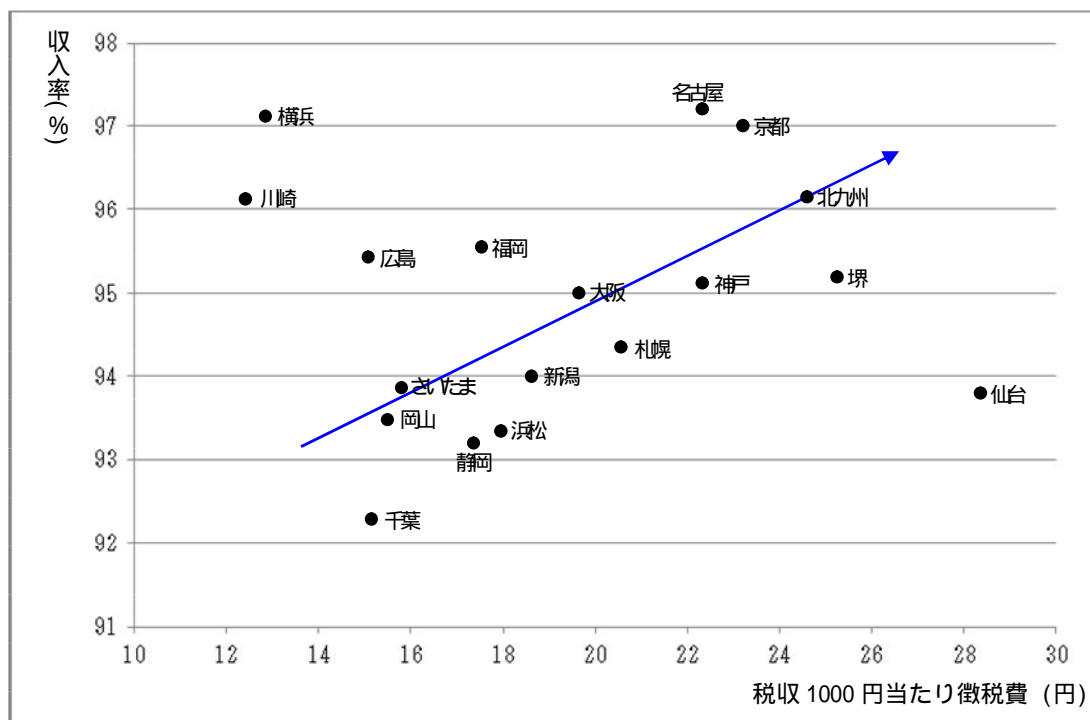
北九州市の場合は、課税状況調の徴税費には情報政策室が予算化している電算関係経費を含んでおり、市町村別決算状況調より課税状況調の徴税費が 2 億 5 千万円多くなっているが、市によっては、課税状況調の徴税費の数値が市町村別決算状況調の徴税費より最大で 58 億円少ないケースもある。

23 ページの設例で明らかのように収入率を上げようとするれば必然的に徴税費が上昇することになり、このことは 22 ページにおける平成 21 年度の各市の収入率と税収当たり徴税費の傾向でもうかがわれる。

また、税収当たり徴税費が少ないことは効率的に税金が徴収されていることを示しているが、最も経済的というわけではなく(設例では人員が 9 名もしくは 10 名の場合において収入 - コストの金額が最も多くなる。)さらに、効率性を重視して徴税費を削減することにより収入率が低下した場合には、適正に納税している個人・法人の納税意識の低下という数値では評価できない悪影響も考えられる。

このように、徴税費をいくらかけるかという問題は、収入率、経済性、及び税の公平性等との関連で考えなければならないのではないかと思われるが、収入率が北九州市と同等かそれ以上の市で税収当たり徴税費が北九州市を下回っている市もあることから、他都市の徴税に関するノウハウの研究が必要ではないかと考える。

平成 21 年度における政令市の収入率と税収当たり徴税費の分布図



(分析)

明らかに主な分布状況から外れている横浜市、川崎市、及び仙台市を除いた 15 政令市のデータをもとに最小二乗法によって求めた回帰直線を、グラフ中に示した。

北九州市のデータは大阪市、さいたま市、岡山市等と同様にほぼこの直線上にあることから、コストに見合うだけの収入率を得ているか、という観点からは、政令市の標準レベルであることが言える。ただし、相対的に大きいコストを投じて高い収入率を得ていることは特徴となっている。税収当たり徴税費と収入 - コストの最大化との関係については、次ページの説例も参考にされたい。

(参考)

回帰直線の式：税収 1,000 円当たり徴税費を x 円、収入率を y % としたとき

$$y = 0.27x + 89.5$$

収入額と徴税費、収入率等に関する設例

設例

前提条件： 賦課額 10,000 百万円。

徴収事務に最低 7 名必要とし、その収入額を 9,100 百万円とする。

その後は人員が 1 名増えるごとに限界収入欄に記載した収入を得るものとする。

限界収入とは追加した 1 名が徴収する金額を意味しており、通常、収入額が賦課額の 100% に近づくほど徴収が困難な案件が増加すると考えられるので、限界収入は表のとおり逡減する。

1 名の採用に 10 百万円を必要とする。この設例では人員を例としてあげているが、人員以外の追加的投資の場合も同様に考えることができる。

人員 (人)	限界収入 (百万円)	収入額 (百万円)	人件費 (百万円)	収入額 - 人件費 (百万円)	1 人当 たり収入額 (百万円)	1,000 円 当たり徴 税費(円)	収入率(%)
7		9,100	70	9,030	1,300	7.69	91.00
8	100	9,200	80	9,120	1,150	8.70	92.00
9	30	9,230	90	9,140	1,026	9.75	92.30
10	10	9,240	100	9,140	924	10.82	92.40
11	5	9,245	110	9,135	840	11.90	92.45
12	3	9,248	120	9,128	771	12.98	92.48

結論： 収入額から人件費（コスト）を差し引いた金額が最も大きくなるのは、人員が 9 名と 10 名の場合である。理論上、限界収入 = 限界コストとなるところで収入 - コストの最大化が達成される。

1 人当たり収入額は 7 名の場合が最も大きく人員が増加するに従い減少する。

1,000 円当たり徴税費は 7 名の場合が最も小さく人員が増加するに従い増加する。

人員が増加するほど収入額は増加するので収入率も上昇する。

<表 2 - 9> 北九州市の過去 5 年間の税収入額、徴税費等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
税収入額	計 ㉑	172,425,547	175,017,478	197,793,886	198,904,530	192,160,852	
	市税 ㉒	158,407,071	159,254,747	168,622,537	167,490,841	160,893,827	
	個人県民税㉓	14,018,476	15,762,731	29,171,349	31,413,689	31,267,025	
徴 税 費	計 ㉔	5,222,434	5,180,402	5,163,314	4,868,397	4,715,282	
	1. 人件費	計	4,132,742	4,107,516	3,959,541	3,885,321	3,741,493
		基本給	2,033,785	2,032,123	1,964,300	1,957,113	1,888,625
		諸手当	1,361,258	1,344,656	1,305,353	1,292,998	1,189,208
		超過勤務手当	124,159	94,985	91,400	93,741	103,604
		税務従事手当	10,190	10,120	9,308	8,672	7,985
		その他の手当	1,226,909	1,239,551	1,204,645	1,190,585	1,077,619
		その他	737,699	730,737	689,888	635,210	663,660
	2. 需用費	計	1,075,027	1,062,412	1,193,104	969,414	963,286
		旅 費	12,320	8,924	8,776	5,540	5,824
		賃 金	27,415	18,734	20,874	27,287	22,857
		その他	1,035,292	1,034,754	1,163,454	936,587	934,605
	3. 報奨金及びこれに類する経費	計	12,572	10,474	9,777	10,332	10,222
	4. そ の 他		2,093	-	892	3,330	281
	県民税徴収取扱費	計 ㉕	1,003,083	1,120,833	1,570,617	1,896,172	1,491,638
納税通知書等の数を基準にした金額		26,479	28,352	1,264,140	1,711,468	1,489,108	
収入額を基準にした金額		976,604	1,092,481	306,477	184,704	2,530	
㉔ - ㉕	㉖	4,219,351	4,059,569	3,592,697	2,972,225	3,223,644	
収入額 1,000 円当たりの徴税費(円)	㉔ / ㉑ × 1,000	30.3	29.6	26.1	24.5	24.5	
	㉖ / ㉒ × 1,000	26.6	25.5	21.3	17.7	20.0	
税務職員 1 人当たり収入額(千円)	㉑ / ㉒	353,331	360,118	423,542	438,116	429,890	
	㉒ / ㉒	324,605	327,685	361,076	368,923	359,941	
県民税の収入額 1,000 円当たりの徴収事務経費	㉕ / ㉓ × 1,000	71.6	71.1	53.8	60.4	47.7	
税務職員数(3月31日現在)(人)㉗		488	486	467	454	447	

(注)退職手当は含まない。

参考：過去3年間の北九州市を含む政令市の徴税費等の推移（市提供データ、福岡市税務統計から作成）

1. 税務職員数は、当該年度の末日（3月31日）現在。
2. 「市税1,000円当たり徴税費」は、1,000円の市税を得るために必要とされた費用（徴税費から県民税徴収取扱費を控除した額）である。

$$\{ (-) / \} \times 1,000$$
3. 「1,000円当たり徴税費」は、個人県民税を含めた税金1,000円を得るために必要とされた費用である。

$$\{ / (+) \} \times 1,000$$
4. 「職員一人当たりの税収入額」の計算には、個人県民税の収入額を含めていない。

項 目	北九州市			札幌市			仙台市		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税収入額(千円)	168,622,537	167,490,841	160,893,827	282,384,074	282,150,265	274,794,188	179,168,211	180,961,207	175,213,353
個人県民税の収入額(千円)	29,171,350	31,413,689	31,267,025	60,287,669	63,334,823	62,429,179	38,066,079	39,809,506	39,495,998
徴税費(千円)	5,163,314	4,868,397	4,715,282	7,638,390	7,368,094	6,952,129	4,413,898	4,907,858	6,062,781
県民税徴収取扱費(千円)	1,570,617	1,896,172	1,491,638	4,167,644	3,453,457	2,856,844	2,080,870	1,944,040	1,618,231
税務職員数(人)	467	462	447	754	753	750	357	353	355
市税1,000円当たり徴税費(円)	21.3	17.7	20.0	12.3	13.9	14.9	13.0	16.4	25.4
1,000円当たり徴税費(円)	26.1	24.5	24.5	22.3	21.3	20.6	20.3	22.2	28.2
職員一人当たりの税収入額(千円)	361,076	362,534	359,941	374,515	374,702	366,392	501,872	512,638	493,559

(参考)個人県民税の収入1,000円

につき受け取る徴収取扱費(円)	53.8	60.4	47.7	69.1	54.5	45.8	54.7	48.8	41.0
-----------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

項 目	さいたま市			千葉市			横浜市		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税収入額(千円)	217,448,205	221,501,883	216,469,743	177,785,472	178,213,851	172,371,636	723,477,702	729,457,004	713,954,365
個人県民税の収入額(千円)	55,990,428	59,761,595	59,219,386	40,892,260	43,946,687	43,694,358	189,493,488	203,880,027	202,925,733
徴税費(千円)	4,667,336	4,427,651	4,379,798	3,578,833	3,479,052	3,293,655	11,828,205	12,025,212	11,704,852
県民税徴収取扱費(千円)	2,867,956	2,418,132	1,976,620	2,225,601	2,091,751	1,567,835	7,115,684	8,522,985	6,238,826
税務職員数(人)	349	360	357	301	311	327	1,151	1,147	1,147
市税1,000円当たり徴税費(円)	8.3	9.1	11.1	7.6	7.8	10.0	6.5	4.8	7.7
1,000円当たり徴税費(円)	17.1	15.7	15.9	16.4	15.7	15.2	13.0	12.9	12.8
職員一人当たりの税収入額(千円)	623,061	615,283	606,358	590,649	573,035	527,130	628,564	635,969	622,454

(参考)個人県民税の収入1,000円

につき受け取る徴収取扱費(円)	51.2	40.5	33.4	54.4	47.6	35.9	37.6	41.8	30.7
-----------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

1. 税務職員数は、当該年度の末日（3月31日）現在。
2. 「市税1,000円当たり徴税費」は、1,000円の市税を得るために必要とされた費用（徴税費から県民税徴収取扱費を控除した額）である。

$$\{(-) / \} \times 1,000$$
3. 「1,000円当たり徴税費」は、個人県民税を含めた税金1,000円を得るために必要とされた費用である。

$$\{ / (+) \} \times 1,000$$
4. 「職員一人当たりの税収入額」の計算には、個人県民税の収入額を含めていない。

項 目	川崎市			新潟市			静岡市		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税収入額(千円)	289,669,034	293,779,349	285,247,073	119,842,570	121,384,355	118,261,728	128,301,853	130,002,730	124,897,427
個人県民税の収入額(千円)	70,665,871	77,380,329	77,901,694	25,520,007	26,889,103	26,425,354	27,063,440	28,959,172	28,745,402
徴税費(千円)	4,681,970	4,486,733	4,452,857	3,067,470	2,856,441	2,681,984	2,569,650	2,619,948	2,667,681
県民税徴収取扱費(千円)	4,016,948	2,963,813	2,450,294	1,415,177	1,840,377	1,357,752	1,705,400	1,479,431	1,211,673
税務職員数(人)	483	479	490	281	285	278	243	252	248
市税1,000円当たり徴税費(円)	2.3	5.2	7.0	13.8	8.4	11.2	6.7	8.8	11.7
1,000円当たり徴税費(円)	13.0	12.1	12.3	21.1	19.3	18.5	16.5	16.5	17.4
職員一人当たりの税収入額(千円)	599,729	613,318	582,137	426,486	425,910	425,402	527,991	515,884	503,619

(参考) 個人県民税の収入1,000円

につき受け取る徴収取扱費(円)

川崎市	56.8	38.3	31.5	新潟市	55.5	68.4	51.4	静岡市	63.0	51.1	42.2
-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------

項 目	浜松市			名古屋市			京都市		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税収入額(千円)	137,428,493	136,912,796	128,156,742	516,508,847	516,306,272	493,790,488	260,938,196	266,407,424	252,455,457
個人県民税の収入額(千円)	31,284,305	33,150,798	33,181,109	103,495,544	111,661,072	111,468,546	51,902,802	54,948,288	54,948,843
徴税費(千円)	2,896,286	2,939,095	2,898,932	12,864,114	12,673,964	13,443,377	7,509,482	7,522,715	7,134,740
県民税徴収取扱費(千円)	1,663,096	1,739,316	1,393,820	5,326,551	4,555,828	3,665,749	2,597,750	2,433,959	2,137,537
税務職員数(人)	279	281	280	1,137	1,136	1,144	725	716	707
市税1,000円当たり徴税費(円)	9.0	8.8	11.7	14.6	15.7	19.8	18.8	19.1	19.8
1,000円当たり徴税費(円)	17.2	17.3	18.0	20.7	20.2	22.2	24.0	23.4	23.2
職員一人当たりの税収入額(千円)	492,575	487,234	457,703	454,273	454,495	431,635	359,915	372,077	357,080

(参考) 個人県民税の収入1,000円

につき受け取る徴収取扱費(円)

浜松市	53.2	52.5	42.0	名古屋市	51.5	40.8	32.9	京都市	50.1	44.3	38.9
-----	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------

1. 税務職員数は、当該年度の末日（3月31日）現在。
2. 「市税1,000円当たり徴税費」は、1,000円の市税を得るために必要とされた費用（徴税費から県民税徴収取扱費を控除した額）である。

$$\{(-) / \} \times 1,000$$
3. 「1,000円当たり徴税費」は、個人県民税を含めた税金1,000円を得るために必要とされた費用である。

$$\{ / (+) \} \times 1,000$$
4. 「職員一人当たりの税収入額」の計算には、個人県民税の収入額を含めていない。

項 目	大阪市			堺市			神戸市		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税収入額(千円)	678,485,226	670,787,495	623,613,152	132,571,479	132,440,557	127,339,104	275,922,938	277,911,962	273,085,607
個人県民税の収入額(千円)	85,571,606	91,740,020	91,225,248	27,900,187	29,796,129	29,536,117	59,082,093	62,913,076	63,023,249
徴税費(千円)	15,466,116	14,717,334	14,071,380	2,865,361	3,517,820	3,983,469	7,387,529	7,293,474	7,458,657
県民税徴収取扱費(千円)	4,960,949	4,631,580	3,835,701	1,589,842	1,473,046	1,214,593	2,660,245	2,738,129	2,385,408
税務職員数(人)	1,313	1,212	1,169	305	299	315	617	599	580
市税1,000円当たり徴税費(円)	15.5	15.0	16.4	9.6	15.4	21.7	17.1	16.4	18.6
1,000円当たり徴税費(円)	20.2	19.3	19.7	17.9	21.7	25.4	22.1	21.4	22.2
職員一人当たりの税収入額(千円)	516,744	553,455	533,459	434,661	442,945	404,251	447,201	463,960	470,837

(参考) 個人県民税の収入1,000円

につき受け取る徴収取扱費(円) 58.0 50.5 42.0 57.0 49.4 41.1 45.0 43.5 37.8

項 目	岡山市			広島市			福岡市		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税収入額(千円)		113,410,561	108,573,090	210,143,262	212,604,978	202,283,506	270,492,309	272,645,884	264,210,966
個人県民税の収入額(千円)		25,396,095	25,318,721	44,640,670	47,656,194	47,518,235	51,787,784	55,864,193	55,396,930
徴税費(千円)		2,464,311	2,102,040	4,321,202	4,125,610	3,767,798	6,000,812	5,901,407	5,620,611
県民税徴収取扱費(千円)		1,574,722	1,031,741	2,556,888	2,278,083	1,992,743	2,392,977	2,579,843	2,254,419
税務職員数(人)		191	185	447	450	449	543	543	539
市税1,000円当たり徴税費(円)		7.8	9.9	8.4	8.7	8.8	13.3	12.2	12.7
1,000円当たり徴税費(円)		17.8	15.7	17.0	15.9	15.1	18.6	18.0	17.6
職員一人当たりの税収入額(千円)		593,773	586,882	470,119	472,456	450,520	498,144	502,110	490,187

(参考) 個人県民税の収入1,000円

につき受け取る徴収取扱費(円) 62.0 40.8 57.3 47.8 41.9 46.2 46.2 40.7

第3 監査結果

・市税の賦課手続

1. 個人市民税

(1) 個人市民税の概要等

ア. 個人市民税について

個人市民税は、地方税法及び北九州市市税条例を根拠として、北九州市の区内に住所を有する個人、又は家屋敷・事務所等を所有するが区内に住所を有しない者などに賦課される。個人市民税は、前年中の所得を基に市が税額を計算し、賦課決定する。個人県民税と合わせて、住民税と呼ばれることもある。

個人市民税は、均等割と所得割の二つから構成されている。

均等割とは、納税者の所得金額の多少にかかわらず、一定の所得等がある場合に均等の額を負担するもので、所得割とは、納税者の所得に応じて負担するものである。

<表1-1> 収入の推移調査

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
納 税 者 等 (人)	1月1日の人口	990,512	986,998	985,023
	均等割納税義務者	421,203	422,993	422,928
	所得割納税義務者	402,496	403,541	402,884
調 定 額 (千 円)	均 等 割	1,300,076	1,330,412	1,340,583
	所 得 割	46,909,796	48,364,024	48,330,941
	合 計	48,209,872	49,694,436	49,671,524
収 入 額 (千 円)	均 等 割	1,248,387	1,272,948	1,275,863
	所 得 割	45,121,864	46,315,523	46,014,707
	合 計	46,370,251	47,588,471	47,290,570
収 入 率 (%)	均 等 割	96.0	95.7	95.2
	所 得 割	96.2	95.8	95.2
	合 計	96.2	95.8	95.2
調 定 額 (円)	一人当たり均等割	3,100	3,100	3,200
	一人当たり所得割	116,500	119,800	120,000
収 入 額 (円)	一人当たり均等割	3,000	3,000	3,000
	一人当たり所得割	112,100	114,800	114,200

(注) 一人当たりの調定額及び収入額は 100 円未満を四捨五入している。

<表 1 - 2 > 市税に占める個人市民税収入額の割合

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
市 税 総 額 (千 円)	168,622,537	167,490,841	160,893,827
個 人 市 民 税 (千 円)	46,370,251	47,588,471	47,290,570
割 合 (%)	27.5	28.4	29.4

表 1 - 1 及び表 1 - 2 から、個人市民税が市税に占める割合の増加傾向、収入率の減少傾向、また一人当たり所得割調定額の増加傾向が見て取れる。

イ．納税義務者

個人市民税を納める者は、

区内に住所がある個人

区内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷のある個人

であり、納めるべき税の種類は、 の者は均等割と所得割、 の者は均等割である。

区内に住所があるかどうか、また事務所などがあるかどうかは、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在（賦課期日）の状況で判断する。

また、個人の県民税についても、第 2 外部監査対象事業の概要、（ 6 ）徴税費についてに記載したとおり、地方税法及び福岡県税条例の定めにより北九州市が個人の市民税と併せて課税し、徴収している。

ウ．市民税がかからない人

均等割も所得割もかからない人

- 1) 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が 125 万円以下の人
- 3) 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35 \text{ 万円} \times \text{家族人数 (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数)} + 21 \text{ 万円}$$
 ただし、 控除対象配偶者や扶養親族のいない人は 21 万円の加算はない。

所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35 \text{ 万円} \times \text{家族人数 (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数)} + 32 \text{ 万円}$$

ただし、 控除対象配偶者や扶養親族のいない人は 32 万円の加算はない。

エ．申告義務

1 月 1 日現在、区内に住所のある人は毎年 3 月 15 日までに、東西市税事務所市民税課又は税務課へ所得などの申告をしなければならない。

ただし、前年中に所得のない人、前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から北九州市へ給与支払報告書が提出されている人、及び所得税の確定申告をした人は申告の必要はない。

オ．納税の方法

納税の方法には普通徴収と特別徴収がある。

普通徴収とは、事業などを行っている人の場合で、東西市税事務所の市民税課又は税務課から送られる納税通知書によって年間4期のそれぞれの納期に納める方法である。

<表1 - 3>平成21年度の納期

期 別	納 期
第1期	6月17日 ~ 6月30日
第2期	8月17日 ~ 8月31日
第3期	10月17日 ~ 11月2日
第4期	1月17日 ~ 2月1日

特別徴収とは、給与所得者等の場合で、給与の支払者（特別徴収義務者）が東部市税事務所市民税課から通知された税額を、従業員等の毎月（6月～翌年5月）の給与から天引きして、天引きした月の翌月10日までに納める方法である。

カ．税額の計算方法

均等割

個人の均等割額は、市民税 3,000 円、県民税 1,500 円である。ただし、県民税均等割額 1,500 円のうち、500 円は福岡県の森林環境税相当額である。

所得割

所得割の計算ではまず、所得金額から所得控除額を差し引いた金額（課税所得金額）を求める。

次に、課税所得金額に税率を掛けて求めた金額から税額控除等の額を差し引いたものが所得割額となる。

すなわち、計算式にすると次のとおりである。

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除等の額}$$

$$\text{ただし、課税所得金額} = \text{所得金額} - \text{所得控除額}$$

所得金額

所得割の税額計算の基礎となる所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出される。なお、市民税は前年中の所得金額を基準にして計算されるので、

例えば平成 21 年度の市民税は、平成 20 年中の所得金額が基準となる。

所得の種類は次のとおりである。

1) 利子所得

利子所得とは公債・社債・預貯金などの利子などの所得をいい、収入金額がそのまま利子所得の金額となる。

2) 配当所得

配当所得とは株式や出資の配当などの所得をいい、配当所得はその収入金額から当該株式等の元本取得に要した負債の利子を差引いたものが配当所得の金額となる。

3) 不動産所得

不動産所得とは地代、家賃などの所得をいい、不動産から生じた収入金額から必要経費を差し引いたものが不動産所得の金額となる。

4) 事業所得

事業所得とは事業から生じる所得をいい、事業から生じた収入金額から必要経費を差し引いたものが事業所得の金額となる。

5) 給与所得

給与所得とは勤務先等から給与として支給される所得をいい、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いたものが給与所得の金額となる。

なお、特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超える場合は、当該超えた部分の金額を控除することができる。

給与所得控除額は計算上の必要経費で、実際の計算は所得税法別表第 5 によるが、概算は次の表のとおりである。

< 表 1 - 4 > 給与所得控除額

収入金額（給与総額）	給与所得控除額
162 万 5 千円以下	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	収入金額 × 40%
180 万円超 360 万円以下	収入金額 × 30% + 18 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額 × 20% + 54 万円
660 万円超 1,000 万円以下	収入金額 × 10% + 120 万円
1,000 万円超	収入金額 × 5% + 170 万円

6) 退職所得

退職所得とは退職金や一時恩給などの所得をいい、退職金等の収入金額から退職所得控除額を差し引いたものを半分にしたものが、退職所得の金額となる。

退職所得控除額の計算は次のとおりである。

- (ア) 勤続年数が20年以下の場合、退職所得控除額は40万円掛ける勤続年数となる。
ただし、80万円に満たない場合は80万円とする。
- (イ) 勤続年数が20年を超える場合、退職所得控除額は800万円と20年を超える年数に70万円を掛けたものを合計した金額となる。
なお、勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げる。また、障害者になったことに直接基因して退職した場合、上記の控除額に100万円を加算する。
- 7) 山林所得
山林所得とは山林の伐採や譲渡によって生じる所得をいい、山林売却等の収入金額から必要経費と特別控除額を差引いたものが山林所得の金額となる。
山林所得の特別控除額は50万円で、収入金額から必要経費を差引いた金額が50万円未満の場合はその金額が特別控除額となる。
- 8) 譲渡所得
譲渡所得とは土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得をいい、譲渡による収入金額から取得費と譲渡費用を差引いたものが譲渡所得の金額となる。
なお、土地、建物、株式等以外の資産の譲渡の場合、さらに特別控除額を差引いたものが譲渡所得の金額となる。
譲渡所得の特別控除額は50万円で、収入金額から必要経費を差引いた金額が50万円未満の場合はその金額が特別控除額となる。
また、保有期間が5年以内の資産の譲渡を短期譲渡、保有期間が5年を超える資産の譲渡を長期譲渡といい、長期譲渡所得の場合は算定された額の2分の1が課税対象となる。
土地、建物、株式等についての税額計算は分離課税という計算方法で課税される。これは、別項目(38ページ)で説明する。
- 9) 一時所得
一時所得とは賞金、懸賞当選金、生命保険の満期一時金などの所得をいい、その収入金額から必要経費及び特別控除額を差引いたものが一時所得の金額となる。
一時所得の特別控除額は50万円で、収入金額から必要経費を差引いた金額が50万円未満の場合はその金額が特別控除額となる。
一時所得についても、算定された額の2分の1が課税対象となる。
- 10) 雑所得
雑所得は、公的年金等と他の所得に当てはまらないその他の所得に分かれる。
公的年金とは国民年金、厚生年金、共済年金などをいいその所得は、年金の収入金額から公的年金等控除額を差引いたものが雑所得の金額となる。また、その他の所得は収入金額から必要経費を差引いたものが雑所得の金額となる。

公的年金等控除額は、次の計算式で求めた額である。

<表 1 - 5 > 公的年金等控除額

受給者の年齢	公的年金等収入金額	公的年金等控除額
65 歳以上の方 (平成 21 年度の場合 は昭和 19 年 1 月 1 日 以前に生まれた方)	330 万円以下	120 万円
	330 万円超 410 万円以下	収入金額 × 25% + 37 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額 × 15% + 78 万 5 千円
65 歳未満の方 (平成 21 年度の場合 は昭和 19 年 1 月 2 日 以降に生まれた方)	770 万円超	収入金額 × 5% + 155 万 5 千円
	130 万円以下	70 万円
	130 万円超 410 万円以下	収入金額 × 25% + 37 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額 × 15% + 78 万 5 千円
	770 万円超	収入金額 × 5% + 155 万 5 千円

所得控除

所得控除は納税者の実状に応じた税負担を求めめるために、その納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる臨時の出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものである。

所得控除の種類は次のとおりである。

1) 雑損控除

雑損控除とは、前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合の控除で、次のいずれが多い方の金額が控除される。

(ア) (損失の金額 - 保険などにより補てんされた額) - (総所得金額等の合計額 × 1 / 10)

(イ) (災害関連支出の金額 - 保険などにより補てんされた額) - 5 万円

2) 医療費控除

医療費控除とは、前年中に医療費を支払った場合の控除で、次のいずれが多い方の金額が 200 万円を限度として控除される。

(ア) (支払った医療費 - 保険などにより補てんされた額) - (「総所得金額等の合計額」 × 5 / 100)

(イ) (支払った医療費 - 保険などにより補てんされた額) - 10 万円

3) 社会保険料控除

社会保険料控除とは、前年中に健康保険・介護保険・国民年金などの社会保険料を支払った場合の控除で、支払った額が全額控除される。

4) 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金控除とは、前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金等を支払った場合の控除で、支払った額が全額控除される。

5) 生命保険料控除

生命保険料控除とは、前年中に生命保険料等を支払った場合の控除で、一般の支払い保険料と個人年金の支払い保険料についてそれぞれ以下の計算による額を算定し、その合計額が、控除される。

支払った金額が、

(ア) 15,000 円までの場合は全額

(イ) 15,000 円を超え 40,000 円までの場合は (支払金額 \times 1 / 2 + 7,500 円)

(ウ) 40,000 円を超え 70,000 円までの場合は (支払金額 \times 1 / 4 + 17,500 円)

(エ) 70,000 円を超える場合は 35,000 円

6) 地震保険料控除

地震保険料控除とは、前年中に地震保険料等を支払った場合の控除で、次の(ア)と(イ)の合計額が 25,000 円を限度として控除される。

(ア) 地震保険契約の支払保険料の 1 / 2 (限度額 25,000 円)

(イ) 旧長期損害保険契約の支払保険料が

・ 5,000 円までの場合は全額

・ 5,000 円を超え 15,000 円までの場合は (支払保険料 \times 1 / 2 + 2,500 円)

・ 15,000 円を超える場合は 10,000 円

7) 障害者控除

障害者控除とは、本人又は扶養親族が障害者である場合の控除で、障害者一人につき 26 万円また特別障害者は一人につき 30 万円が控除される。

8) 寡婦(寡夫)控除

寡婦(寡夫)控除とは、一定の要件に該当する寡婦(寡夫)に対する控除である。寡婦のうち夫と死別又は離別した後婚姻していない人で、次のいずれかに該当する場合は 26 万円が控除される。

(ア) 扶養親族や所得金額が 38 万円以下の子がいる場合

(イ) 夫と死別した者で、前年の合計所得金額が 500 万円以下の場合

また、寡婦のうち次のいずれにも該当する場合は 30 万円が控除される。

(ア) 扶養親族である子がいる場合

(イ) 前年の合計所得金額が 500 万円以下の場合

寡夫のうち妻と死別又は離別した後婚姻していない人で、次のいずれにも該当する場合は 26 万円が控除される。

- (ア) 所得金額が 38 万円以下の子がいる場合
- (イ) 前年の合計所得金額が 500 万円以下の場合

9) 勤労学生控除

勤労学生控除とは、前年の合計所得金額が 65 万円以下の勤労学生に対する控除で、26 万円が控除される。

10) 配偶者控除

配偶者控除とは、配偶者の前年の合計所得金額が 38 万円以下の場合の控除である。配偶者の状況により異なり、控除金額は以下のとおりである。

- (ア) 一般の配偶者（次の(イ)、(ウ)、(エ)以外の人）の場合は 33 万円

- (イ) 老人配偶者（70 歳以上の人）の場合は 38 万円

- (ウ) 同居の特別障害者である配偶者の場合は 56 万円

- (エ) 同居の特別障害者である老人配偶者の場合は 61 万円

11) 配偶者特別控除

配偶者特別控除とは、本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 38 万円を超え 76 万円未満である場合の控除である。

配偶者の前年の合計所得金額により控除額が異なり、控除額は次のとおりである。

< 表 1 - 6 > 配偶者特別控除額

配偶者の所得金額	配偶者特別控除額
380,001 円 ~ 449,999 円	33 万円
450,000 円 ~ 499,999 円	31 万円
500,000 円 ~ 549,999 円	26 万円
550,000 円 ~ 599,999 円	21 万円
600,000 円 ~ 649,999 円	16 万円
650,000 円 ~ 699,999 円	11 万円
700,000 円 ~ 749,999 円	6 万円
750,000 円 ~ 759,999 円	3 万円
760,000 円 以上	0 円

12) 扶養控除

扶養控除とは、扶養親族の前年の合計所得金額が 38 万円以下の場合の控除で、扶養者の状況により異なり、控除金額は以下のとおりである。

- (ア) 一般の扶養親族（次の(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、以外の人）の場合は 33 万円

- (イ) 特定扶養親族の場合は 45 万円

特定扶養親族とは、扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の人（平成 21 年度の場合は昭和 61 年 1 月 2 日以降、平成 5 年 1 月 1 日以前生まれの人）をいう。

(ウ) 老人扶養親族の場合は 38 万円

老人扶養親族とは、扶養親族のうち年齢 70 歳以上の人（平成 21 年度の場合は昭和 14 年 1 月 1 日以前生まれの人）をいう。

(イ) 同居の老親等の場合は 45 万円

同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の両親、祖父母などで、納税義務者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいう。

(オ) 同居の特別障害者

同居の特別障害者とは、扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税義務者又は納税義務者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている人をいう。

- ・同居の特別障害者が同居老親等の場合は 68 万円
- ・同居の特別障害者がその他の老人扶養親族の場合は 61 万円
- ・同居の特別障害者が特定扶養親族の場合は 68 万円
- ・同居の特別障害者がその他の扶養親族の場合は 56 万円

13) 基礎控除

基礎控除とは、すべての納税義務者に対する控除で、33 万円が控除される。

所得割の税率

平成 21 年度の所得割の税率は以下のとおりである。

課税総所得金額に税率を乗じたものが所得割の税額になる。なお、100 円未満の端数がある場合は切り捨てる。

<表 1 - 7 > 所得割の税率

課税総所得金額 (総所得金額 - 所得控除額の合計)	市民税	県民税
	税率	税率
一律	6%	4%

税額控除

税額控除とは、一定の要件を満たす場合に所得割額から一定の金額を控除するもので、その種類は次のとおりである。

1) 配当控除

総合課税において、株式の配当などの配当所得がある場合は、特定の金額を市民税（県民税）の所得割額から控除できる。計算方法は以下のとおりである。

< 表 1 - 8 > 配当控除

課税総所得金額等の合計額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託 以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

2) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成 11 年から平成 18 年までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、控除しきれなかった額を市民税（県民税）の所得割額から控除することができる。

3) 寄附金税額控除

特定の寄附金がある場合に、市民税（県民税）の所得割額から一定金額を控除することができる。

4) 外国税額控除

外国で所得税や住民税に相当する税が課税されたとき、当該所得に日本国の所得税や住民税が課税されると二重課税となるため、それを調整するために、外国で課税された税額を市民税（県民税）の所得割額から控除することができる。

5) 配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除

前年中に特別徴収された特定配当等の道府県民税配当割（3%）及び前年中に特別徴収された特定株式等譲渡所得割（3%）について、確定申告書又は市民税・県民税申告書にこれらに関する必要事項を記載した場合には市民税（県民税）の所得割額から一定金額を控除することができる。

総合課税と分離課税

税額の計算方法には一般的な所得の総合課税と数種の別扱いとなる所得の分離課税とがある。

1) 総合課税

所得の種類のうち、退職所得、山林所得、土地建物・株式等の譲渡所得、及び先物取引の雑所得等を除いた所得の金額を合算したものを総所得金額といい、一括して税額が計算される。

なお、総所得金額を算定する場合、「長期譲渡所得」及び「一時所得」についてはその 2 分の 1 のみを合算する。

2) 分離課税

退職所得、山林所得、土地建物・株式等の譲渡所得及び先物取引の雑所得等については、それぞれの所得ごとに税額が計算される。

(ア) 退職所得の分離課税

退職所得に対する所得割は、他の所得と分離して所得の発生した年に計算され、退職金の支払いを受けるときに天引きされる。

退職所得の税額の計算方法は次のとおりである。

退職手当等の合計額から前述の退職所得控除額を差引いたものを2分の1にした金額が、退職所得として課税の対象になる。この時、1,000円未満の端数は切捨てる。

市民税は、この退職所得に税率6%を掛けて求めた金額から、さらに当該金額の10%を差引いて計算する。この計算値から、100円未満の端数を切捨てたものが市民税額となる。

また、県民税はこの退職所得に税率4%を掛けて求めた金額から、さらに当該税額の10%を差引いて計算する。この計算値から、100円未満の端数を切捨てたものが県民税額となる。

(イ) 土地・建物等の譲渡所得の分離課税

土地・建物等の譲渡所得に対する所得割は、他の所得と分離して計算されるほか、その所有期間によって計算方法が異なる。

- a まず特別の理由により控除されるものとして、居住用の家又は土地を譲渡した場合の3,000万円の特別控除や、土地収用法などによって公共事業用に譲渡した場合の5,000万円の特別控除等がある。この場合の課税譲渡所得金額の計算は次のとおりである。

課税譲渡所得金額 = 譲渡所得金額 - 特別控除額

特別控除の適用がない場合は、課税譲渡所得金額 = 譲渡所得金額、となる。

- b 長期譲渡の場合の所得割額

長期譲渡とは、譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるものをいう。

所得割額 = 課税長期譲渡所得金額 × 市民税3% (県民税2%)

- c 短期譲渡の場合の所得割額

短期譲渡とは、譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年以下のものをいう。

所得割額 = 課税短期譲渡所得金額 × 市民税5.4% (県民税3.6%)

(2) 実施した監査の手續と概要

個人市民税の監査をするにあたって、(1)市税の賦課は法令等に準拠しているか、(2)市税の賦課は効率的に行われているか、(3)市税の賦課は網羅的、公平に行われているか、の観点から手續を実施した。

ア．納税義務者の把握方法について質問し、関連する書類を入手し閲覧した。

課税資料としては以下のものがあり、これらを収集し、当該年度の初日の属する年の1月1日現在居住している市民に対して、市民税及び県民税を課税している。

所得税確定申告書

所得税確定申告書は個人が所得税の申告のために税務署に提出する申告書であるが、複写式で一枚が市民税申告書となっており、これを税務署より入手している。この為、所得税の確定申告書を提出した人は、市民税の申告書の提出が不要とされている。

市民税・県民税申告書

市民税・県民税申告書は個人が市役所に対して、市民税及び県民税の申告をするもので、所得税は非課税などで申告が不要だが、市民税及び県民税が課税になるという人などが提出する。

給与支払報告書

給与支払報告書は給与の支払をしている法人又は個人事業者で、源泉所得税の徴収義務のあるものが提出することになっている書類で、どこの誰にいくら払ったかの明細が記載されている。

公的年金等支払報告書

公的年金等支払報告書は、日本年金機構等から入手している書類である。

毎年1月1日現在の納税者台帳をもとに、上記の資料等を相互に突き合わせて、納税義務者か納税不要な人か、あるいは被扶養者かの判別を行い、いずれか判別できない人については、未申告者調査を行う。

イ．未申告調査の流れについて質問し、調査結果の報告書を入手した。

調査においてはまず、毎年8月下旬に未申告者の調査票(申告書)が出力される。この調査票の発送までに、申告あるいは他の市町村からの照会により、判明した場合は、調査書を引き抜く。9月初旬に調査票を発送し、回答(提出)期限は9月末とする。

この結果、電話連絡や窓口申告、郵送等で、状況が判明した場合は、随時調査に結果を記録し、保管する。

また、10月上旬に関係部署の調査を行う。

さらに、不明な場合は、直接電話にて催告をし、さらには、直接臨戸して確認する。

最終的には毎年2月に「個人市県民税未申告調査」の集計結果を作成する。

<表1 - 9> 個人市県民税未申告者調査結果表

(単位：件)

区 分			平成19年度	平成20年度	平成21年度
調査対象件数 (1) + (2)			33,357	30,157	29,437
調査完結(1)	計 + +		30,362	25,246	22,597
	課税したもの		1,306	1,143	1,079
	課税対象外	計	25,249	22,360	20,965
		非課税	22,293	19,651	19,003
		課税権無	933	761	743
		所在不明	1,618	1,622	1,057
		その他	405	326	162
	所得状況未判明	臨戸済	3,807	1,743	553
調査未完結(2)	所得状況未判明	未臨戸	2,995	4,911	6,840
市民税調定額 (円)			64,846,800	56,261,300	54,311,500

この表の内、「課税対象外」の「所在不明」は、調査書の返戻や現地調査などにより所在が分からないものを意味する。また、「所得状況未判明」の「臨戸済」「未臨戸」はそれぞれ、訪問したが結果的に会えず所得状況が分からなかったもの、手紙や電話で調査を行ったが所得状況が判明せず個別の訪問はしていないもの、を意味する。

また、「課税対象外」の「その他」には、「既に課税済み(調査対象の抽出時点では課税していなかったが、調査時点で課税済みとなったもの)」や「納税者台帳の重複(住登外などで同一人物で宛名が複数作られていた場合)」がある。

調査の実施に関しては、各課・市税事務所に任せているのが現状で、各課の人員状況(最近は育休、休職などで欠員が多い状況)や個別事案の過去の対応状況などを勘案して市税事務所又は各課で調査対応を考えているとのことである。

「調査完結」「所得状況未判明」「臨戸済」のものと、「調査未完結」「所得状況未判明」「未臨戸」のものの数値を合計して検討すると、表1 - 10のようになる。

<表 1 - 10> 所得状況未判明の割合

(単位：件)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
「所得状況未判明」の「臨戸済」	3,807	1,743	553
「所得状況未判明」の「未臨戸」	2,995	4,911	6,840
合計	6,802	6,654	7,393
「調査対象件数」	33,357	30,157	29,437
「所得状況未判明」の割合 /	20.39%	22.06%	25.11%

これから読み取れるのは、以下の点である。

- 1) 「所得状況未判明」の「臨戸済」が減少した分、「所得状況未判明」の「未臨戸」が増加している。
- 2) 「所得状況未判明」の合計件数が「調査対象件数」に占める割合は、やや増加傾向にある。

「所得状況未判明」の割合が大きくなることは課税の公平性の観点から問題があるので、調査の経済性を考慮しつつ対応する必要がある。

被扶養者調査について調査方法を質問し確認した。

- 1) 市民税係での普通徴収に対する作業は以下のとおりである。

まず 5 月末に「課税台帳の被扶養者数」と「世帯台帳の扶養可能数」を比較し、不一致となった者について、被扶養者名調査票を出力する。

6 月上旬に、確定申告書等の資料により、被扶養者の氏名・納税者番号等を確認し、調査票へ記入する。被扶養者の氏名等が不明な者については、特別徴収係に転送し、特別徴収係が給与支払報告書で確認を行う。

被扶養者の氏名等が確認できたものについて納税者番号の調査（番号のない者は納税者台帳の作成）を行う。

8 月中旬に「被扶養者の住所不明分照会文書（納税義務者用）」と「転出者及び市外居住者に関する所得状況等照会文書」が出力されるので、回答期日を定め、東西市税事務所市民税課又は税務課からそれぞれ該当者へ返信用封筒を同封して、問い合わせをする。

8 月下旬から 9 月上旬に、「住所不明分照会文書」に回答のあった者の納税者番号の調査を行う。番号のない者について、納税者台帳を作成する。

新たに納税者番号の判明した又は作成した者について、9 月中旬以降に、所得状況照会文書が出力されるので、各区からそれぞれ該当者へ返信用封筒を同封して、問い合わせをする。

最終的に、所得の確認できた者で、被扶養者の所得額が 38 万円を超えているもの

について、扶養の否認を行う。

2) 特別徴収係での作業は以下のとおりである。

上記と同じく、5月末に「課税台帳の被扶養者数」と「世帯台帳の扶養可能数」を比較し、不一致となった者について、被扶養者名調査票を出力する。

6月上旬に、給与支払報告書を確認しながら、被扶養者の氏名等、人数を確認する。給与支払報告書の被扶養者数と記載している被扶養者氏名の人数が一致しない場合は、会社へ電話し、聞き取り調査を行う。普通徴収から転送された、氏名等が不明な調査票について、給与支払報告書で確認し、各区へ転送する。

6月中旬には被扶養者の氏名照会文書(会社用)と8月中旬に、「被扶養者の住所照会文書(会社用)」が出力されるので、期限を定めて、特別徴収係からそれぞれ該当会社へ返信用封筒を同封して、問い合わせをする。

会社から回答のあった後、調査票と回答文書の写しを各区に送付する。徴収区分が特別徴収である納税義務者で、被扶養者の所得額が38万円を超えている場合は、扶養の否認を行う。

ウ．賦課のために収集した関係資料の管理について質問し、管理状況を視察した。

文書の保管及び保存、廃棄の手続きについては、「北九州市文書管理規則」の定めにより処理されている。関係資料は納税者順にファイリングして鍵の掛かる場所に保管している。

文書庫に保存している文書については文書主管課長に引き継いでおり、文書主管課で管理処分している。

保存期間を過ぎた文書については、セキュリティの観点から、機密文書についてはリサイクル可能なように処理して、段ボール詰めして処理会社に搬入し、製紙会社にて溶解処理し、又はリサイクル会社にて、破碎処理し、再生処理を行う。

製紙会社へは、「機密書類 搬入明細兼予約票」で、処理の事前予約を行い、当日、搬入処理後に、製紙会社から「溶解証明書」が発行される。また、リサイクル会社からは「機密書類破碎処理証明書」が発行される。

機密文書の処理においては、搬入された段ボール箱ごと即時に処理されるので、市職員以外が機密文書に触れることはない。

証明書には受入日、処理日、責任者名、処理総重量等が記載されている。

平成21年度の処理明細は以下のとおりである。

平成21年4月23日	Aリサイクル会社	1,740Kg	破碎処理	課税企画課
平成21年10月30日	Aリサイクル会社	820Kg	破碎処理	東部市税事務所市民税課
平成21年12月21日	Aリサイクル会社	630Kg	破碎処理	東部市税事務所市民税課
平成22年3月24日	Aリサイクル会社	1,840Kg	破碎処理	課税企画課

平成 22 年度は、
平成 22 年 5 月 14 日 A リサイクル会社 890Kg 破砕処理 東部市税事務所市民税課
平成 22 年 9 月 16 日 B 製紙会社 1,990Kg 破砕処理 課税企画課
等の処理を行っており、証明書を手入、閲覧した。

エ．税務署資料との照合状況について、説明を受け質問し確認した。

確定申告後に税務署から所得税確定申告書の 2 ページ目をすべて受け取る。
ただし、以下のような不明点が生じた場合、税務署にて確定申告書の確認をする。
寄附金の支払先が不明の場合、確定申告書に添付されている領収書の原本を確認する。

給与や報酬等の支払元と支払金額が判読不明、又は複数から支給されていて「社他」と記載が省略されている場合、支払元と金額を確認する。

配当の種類と金額が不明な場合、配当通知を直接調査する。

その他不明な事項や添付資料が必要な場合、直接確認する。

なお、平成 23 年 1 月から e-Tax で申告したデータについては、電子的に受け取ることができるようになる。

オ．県との連携について質問し、関連する書類を手入閲覧した。

まず、この税の性格上基本的に、県から個人市民税の情報を受け取ることはない。

また、本市で取り扱い県へ報告しているのは個人県民税についてであり、報告書は以下のとおりである。

現年度課税分 個人県民税の賦課額決定・変更報告書

福岡県税条例第 20 条の 8 第 1 項及び第 2 項並びに地方税法第 46 条第 1 項に規定されている。また、この条文に基づく報告書の様式は、福岡県税条例施行規則第 35 条に規定されており、この報告書で報告された「あん分率」により、県への収納額を算定することとなる。すなわち、市県民税として一括徴収された税額を当初の調定額により個人市民税と個人県民税へとあん分する為の仮の「あん分率」を算定し報告する文書である。

個人県民税調定収入状況報告書

福岡県税条例第 20 条の 8 第 1 項及び地方税法第 46 条第 1 項に規定されている。また、この条文に基づく報告書の様式には、当該月の収納額も記載することになっているが、収納額の納入については、地方税法第 42 条に規定されている。収入状況の報告書であり、県に対して毎月提出する。

個人県民税の滞納状況報告書

福岡県税条例第 20 条の 8 第 3 項及び地方税法第 46 条第 2 項に規定されている。

調定額、収入済額、還付未済額、不納欠損額、徴収猶予の額、滞納処分執行停止の額及び払込額等について、現年度分及び滞納繰越分について年一回報告する。

個人の県民税に係る徴収取扱費計算書

福岡県税条例第 20 条の 10 第 2 項及び地方税法第 47 条に規定されている。

払込済額、還付金額、還付加算金の額及び納税義務者数等について、前 3 か月分の状況を毎年、6・9・12・3 月のそれぞれ 15 日までに報告する。県民税の徴収事務に伴う市への手数料交付のための計算書である。県は報告期限から 30 日以内に徴収取扱費を市に交付することになっている。例年、7・10・1 月のそれぞれ 15 日及び 3 月 31 日に福岡県会計管理者から北九州市会計管理者宛てに納入されるので、当該金額について調定し、収納している。

カ．減免の制度について質問し、減免申請書を閲覧した。

市民税の減免については北九州市市税条例第 41 条に定められている。

(市民税の減免)

第 41 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)生活保護法の規定による保護を受ける者

(2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(3)学生及び生徒

(4)公益社団法人及び公益財団法人

(5)前各号に掲げる者を除くほか、特別の理由があるもの

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)年度(法人の市民税にあつてはその課税標準の算定期間)、納期の別及び税額

(2)減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(昭 46 条例 13・平 10 条例 38・平 20 条例 30・平 20 条例 34・一部改正)

個人市民税の減免の対象となるのは本人が生活保護を受けている場合、失業等により収入が減少し生活が著しく困難となった場合、勤労学生で一定の収入以下の場合、その他特別の理由があるもの等である。

減免申請書は年間を通して、その都度申請されるもので、減免一覧表のようなも

のは作成されていない。申請内容を確認して、申請書が受理された場合に、徴収台帳照会画面の減免前画面と減免後画面の写しをとり、減免されていることを確認する。

入力の確認は減免申請額を入力した当日のプルーフリストと突合して確認しているが、プルーフリスト自体は処分される。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

< 監査意見 - 1 - 1 > 個人市民税未申告調査に係る担当者間の引継ぎについて

個人市民税の未申告者調査の途中で担当者が部署の異動になった場合において、異動までに行った調査の経過報告の実施が異動担当者同士に任されている。担当者間の引継ぎを確実にするため、また、上席者が問題を把握できるよう、上席者の管理の下にできれば文書での引継ぎを行うことが望ましい。

【指摘事項及び監査意見の記載方法について】

各指摘事項及び監査意見は、タイトル、要約、本文の順序で記載している。

ただし、本文が短い場合には、要約を省略している。

タイトルに付した番号は、指摘事項、監査意見ごとに、項目内での連番となっている。

2. 法人市民税

(1) 法人市民税の概要等

ア. 概要

法人市民税は、北九州市の各行政区内に事務所等のある法人等に対して、その法人等の資本金の額や従業者数、ないしはその法人等の納める法人税の額に応じて北九州市が課す地方税の一種であり、地方税法第 292 条から第 340 条に規定されている。

個人市民税が賦課課税の形を取るのに対して、法人市民税は原則として申告課税の形を取る。また、個人市民税においては、個人県民税をも合わせて市が徴収しているが、法人市民税の場合は、県及び市町村に対してそれぞれ申告・納付を行う点でも異なっている。

イ. 納税義務者

北九州市の各行政区内に事務所等のある法人等が納税義務を負うが、地方税法第 296 条において、第 1 項第 1 号に掲げられた者（下記の一部例示を参照）及び、同項第 2 号に掲げられた者（同じく例示参照）で収益事業を行わない者は、非課税とされている。

- ・第 1 号……国、非課税独立行政法人、国立大学法人、都道府県、市町村等
- ・第 2 号……社会福祉法人、宗教法人、学校法人、労働組合等

また、公益法人等（上述の条項に挙げられるものを除く）や人格のない社団等に関しては、納税義務者に該当するが、区内の事務所・事業所において収益事業を行わない場合に法人税割額は課されない。

<表 2 - 1> 法人市民税の納税義務者とその収めるべき税額

納税義務者	納めるべき税額
区内に事務所・事業所のある法人	均等割額 + 法人税割額
区内に事務所・事業所はないが、寮などのある法人	均等割額
区内に事務所・事業所を有する、法人課税信託の引受けを行う個人	法人税割額
寮などのある公益法人等又は人格のない社団等で、区内の事務所・事業所において収益事業を行わないもの（注）	均等割額

（注）公益法人等又は人格のない社団等で区内の事務所・事業所において収益事業を行なうものは、一般の法人と同様に扱われ、均等割額 + 法人税割額を課される。

ウ．均等割額

法人の資本金等の規模と各区に存する事務所・事業業等の従業者数の合計との組み合わせによって、次に示す表で税率が決まり、この税率に、区内に事務所・事業所等が存した月数をかけ 12 で除すことで均等割の額が算定される。

<表 2 - 2 > 法人市民税の均等割額の税率表

区 分		税 率
資本金等の額	従業者数	
50 億円を超える法人	50 人超	3,600,000 円
	50 人以下	492,000 円
10 億円を超え 50 億円以下である法人	50 人超	2,100,000 円
	50 人以下	492,000 円
1 億円を超え 10 億円以下である法人	50 人超	480,000 円
	50 人以下	192,000 円
1 千万円を超え 1 億円以下である法人	50 人超	180,000 円
	50 人以下	156,000 円
1 千万円以下の法人	50 人超	144,000 円
	50 人以下	60,000 円
上記以外の法人等		60,000 円

エ．法人税割額

課税標準となる法人税額に、税率を乗じて算定される。

税率は、原則として 14.5% である。ただし、資本金等の額が 1 億円以下で、課税標準となる法人税額が年 1 千万円以下の法人については、12.3% に軽減される。

事業所等が他の市町村にもある場合、北九州市に納める法人税割額は次の式で算定される。

$$\text{課税標準となる法人税額} \times \frac{\text{北九州市内の従業者数}}{\text{全国の従業者数}} \times \text{税率}$$

オ．申告と納税

次表 2 - 3 にまとめた申告期限内に、東部市税事務所法人税務課に持参もしくは郵送の方法により申告するように定められている。法人税において中間申告義務の課される法人については、確定申告以外に、中間申告又は予定申告を行う必要がある。事業年度が 6 か月の法人、及び、中間申告義務のない法人は、確定申告のみを行う。

地方税法上、中間申告書を期限内に提出しない場合、予定申告がなされたものとみなすという規定がある。これを前提に、予定申告書を提出することなく納付のみ行う法人も多く存在する。

<表 2 - 3 > 法人市民税の申告期限と納付すべき税額

区分	申告期限	納付税額
中間申告 (予定申告)	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内	(1) 又は (2) の額 1) 均等割額と前事業年度の法人税割額の 1/2 の合計額 (予定申告) 2) 均等割額とその事業年度開始の日以後 6 か 月の期間を 1 事業年度とみなして計算した 法人税額を課税標準として計算した法人税 割額の合計額 (中間申告)
確定申告	事業年度終了の日の翌 日から原則として 2 か 月以内	均等割額と法人税割額の合計額 中間申告 (予定申告) を行った税額がある 場合には、その税額を控除した額

カ．収入額等の推移

<表 2 - 4 > 法人市民税収入額等の推移

(単位：千円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入額	18,520,833	19,977,922	20,025,616	18,388,562	12,995,006
調定額	18,681,215	20,112,894	20,167,570	18,539,800	13,137,081
収入率	99.1%	99.3%	99.3%	99.2%	98.9%

収入額は 200 億円近くで推移してきたが、平成 21 年度には約 130 億円と、大きな落ち込みが見られるが、いわゆるリーマンショックの影響として説明がなされている。他の税目に比して高水準である収入率も、同年度に若干の低下が見られる。

<表 2 - 5 > 法人市民税額の上位企業への集中度 (調定額ベース) (単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
調定額			
・全市	20,167,570	18,539,800	13,137,081
・上位 20 法人計	6,279,015	5,340,113	3,177,120
集中度	31.1%	28.8%	24.2%

調定額で上位を占める 20 法人について、その合計額がこの税目全体に占める割合を表に示した。

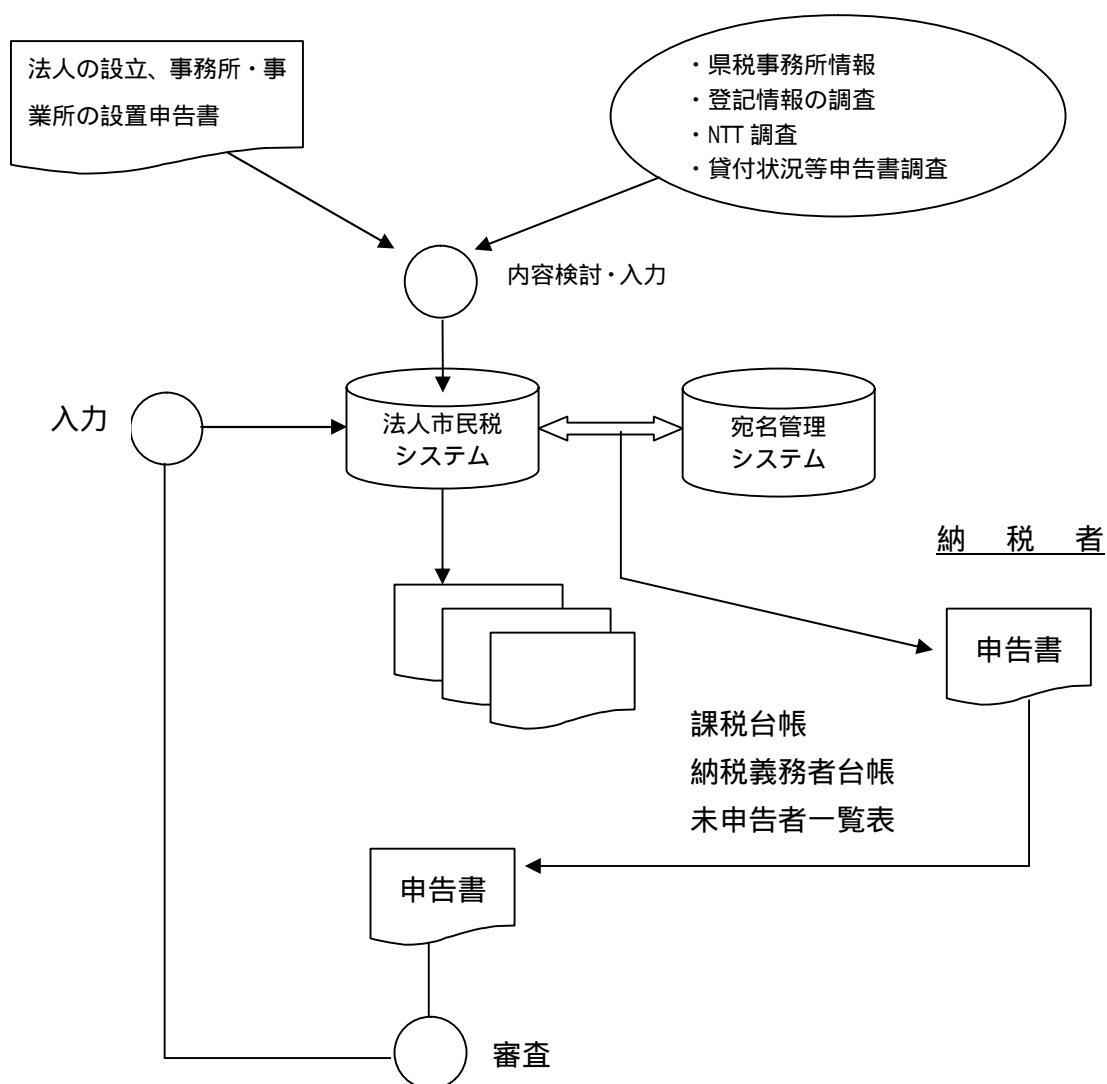
第 20 位の法人の調定額は、平成 19 年度においては 1 億円を超えているが、平成 20 年度は 8 千万円であり、1 億円超は 14 法人だけである。平成 21 年度においては、第 20 位の法人の調定額は 6 千万円で、1 億円超は 11 法人と、全市的な不景気が税収に深刻な影響を与えていることが分かる。

20 法人の内訳は、この 3 期にわたって 10 法人程度ずつ入れ替わりが生じているが、いずれにせよ少数の高額納税企業に相当のウェイトがかかっていることが見て取れる。また、それだけに、税収規模は上位法人の属する業種の景気の良し悪しにも影響される面もある。

(2) 法人市民税の賦課事務について

ア．事務処理手続

事務処理手順は下に掲げたフローチャートのとおりである。



また、課税に関する諸手続の概要は次のとおりである。

納税義務者の把握

- ・ 法人の設立事務所・事業所の設置申告書による未登録法人の把握・登録
- ・ 県税事務所の情報による調査
 - 登記事項調査表、未把握法人リスト（ を参照 ）による調査
- ・ 法務局の登記情報の調査
- ・ NTT タウンページ情報による調査（以下、「NTT 調査」という。 を参照）
- ・ 事業所用家屋の貸付状況等の申告書（事業所税に係る納税者提出資料）による調査（以下、「貸付状況等申告書調査」という。 を参照）

申告書の送付

事業年度終了の日の翌月に申告書を送付する。

課税資料の収集

- ・ 法人市民税申告書による課税額の確定
- ・ 法人市民税申告書による課税額の修正
- ・ 調査に基づく課税額の更正、決定

減免適用判断

減免申告により「北九州市市税減免取扱要領」に従って、減免対象に該当するか否かを判断する。

未申告調査

申告書を発送したが未申告である法人については、申告期限の翌月に未申告法人一覧表に出力される。

- ・ 電話等による折衝
- ・ 電話、文書による申告書の催促
- ・ 現地調査

県税事務所情報とのマッチング結果による調査

県税事務所の持つ課税データのうち北九州市内に事務所情報のあるデータを抽出したリストを、毎月入手している。県は直接に税務署から情報を入手するので、法人税の更正決定等について市より新しい情報を持っている場合もあるため、有用度の高い情報である。このデータを市の持つ課税データと照合することで、次の3つのアンマッチリストが生成され利用されている。

a 未把握法人（北九州市に該当なし）リスト

b 事業年度アンマッチリスト

c 課税標準アンマッチリスト

県税データリストにある法人で、市に同一法人名のデータが無いケースを抽出したリストが a である。a に抽出された法人については、納税義務者台帳に未登録の法人であることを疑う必要があり、新規納税義務者の把握に有用な情報である。

また法人名でマッチング出来た法人につき、県税データリストにある事業年度情報で市に同一事業年度の課税情報が無いケースを抽出したリストが b である。さらに法人名も事業年度もマッチング出来た場合につき、県税データリストにある課税標準額（つまり法人税額）が市の持つ情報と一致しないケースを抽出したリストが c である。

b と c に抽出された法人については、法人が市のみ未申告であることや、修正申告が県にしか出ていないことを疑う必要があり、未登録法人の把握等に有用な情報である。

NTT 調査

3年に1回程度、NTT からタウンページ情報を購入し、これに基づいて未把握法人、事業所等の調査を実施している。平成 19 年度に実施し、平成 22 年度（進行期）にも実施中である。

具体的には、市の持つ課税情報とマッチングを行い、アンマッチリストを精査した後、郵送で照会をかける。事業者が自ら挙手する形の情報なので精度が高い面もある一方、屋号等での記載も多いため精査の手間が大きい面もある。

平成 19 年度の場合、この NTT 調査を経て新規課税に至った法人が 55 件、事業所が 19 件であった。照会に対して回答のない事例も多い。平成 19 年度の同調査の際は、3 月末締めで下記の内容の報告書を作成した際に未回答 99 件があったが、これについての追跡調査は組織的には行われなかった。

<表 2 - 6 > 平成 19 年度実施 NTT 調査結果報告

(単位 : 件)

行政区	区分	出力	発送	照会結果		
				新規課税 対象	新規課税 対象外	未回答
門司	法人	555	39	12	22	5
	事業所	39	11	4	6	1
小倉北	法人	2,796	141	19	99	23
	事業所	244	22	9	12	1
小倉南	法人	809	79	10	49	20
	事業所	84	8	2	3	3
若松	法人	358	27	5	19	3
	事業所	38	3	1	2	0
八幡東	法人	266	17	2	8	7
	事業所	56	4	0	3	1
八幡西	法人	1,041	108	4	73	31
	事業所	71	2	0	2	0
戸畑	法人	318	28	3	22	3
	事業所	38	7	3	3	1
全区	法人	6,143	439	55	292	92
	事業所	570	57	19	31	7

(注) 区分欄の「法人」は、市が法人を課税対象として把握していないおそれのある場合、「事業所」は法人は把握しているがその事業所を把握していないおそれのある場合をそれぞれ指す。次の表 2 - 7 においても同様である。

貸付状況等申告書調査

800 平方メートルを超える事業所を所有して他に貸し付けている場合に「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」の提出が義務付けられている（地方税法第 701 条の 52 第 2 項）。本来は事業所税の資料としての位置づけであるが、新規の事業者ないしは事業所の把握に役立つため、この申告書を用いて未登録法人の把握を目的とした調査を実施している。

平成 21 年度の同調査の実施の際には、各行政区ごとの担当と別に小倉北区及び八幡東区の大型商業施設各 1 件について担当を設け、結果報告書にも別枠で結果を記載している。平成 21 年度のこの調査を経て新規課税に至った法人が 18 件、事務所が 24 件であった。このうち、大型商業施設 2 件に係るものは、法人 12 件、事業所 5 件であり、大型商業施設に対する調査に一定の効率性が認められることを示した結果となっている。

<表 2 - 7 > 平成 21 年度実施貸付状況等申告書調査の結果報告（単位：件）

行政区	区分	申告書	照会	照会結果		
				新規課税 対象	新規課税 対象外	未回答
門司	法人	278	14	1	4	9
	事業所		6	2	4	0
小倉北	法人	1,632	7	2	2	3
	事業所		11	6	4	1
小倉南	法人	333	9	2	3	4
	事業所		9	2	7	0
若松	法人	224	3	0	2	1
	事業所		4	1	1	2
八幡東	法人	203	2	0	1	1
	事業所		10	3	6	1
八幡西	法人	608	11	1	8	2
	事業所		24	4	18	2
戸畑	法人	199	1	0	1	0
	事業所		3	1	2	0
全区	法人	3,477	47	6	21	20
	事業所		67	19	42	6
A 商業施設	法人	126	11	5	6	0
	事業所		7	2	4	1
B 商業施設	法人	131	19	7	5	7
	事業所		4	3	1	0
小計	法人	257	30	12	11	7
	事業所		11	5	5	1
総計	法人	3,734	77	18	32	27
	事業所		78	24	47	7

（ 3 ） 実施した監査手続

未把握法人リストからサンプルを抽出して閲覧し、課税台帳への登録の不備が無いかどうかを検証した。

事業年度アンマッチリストからサンプルを抽出して閲覧し、アンマッチ事例を個別に検討して、アンマッチとなった原因が適宜把握され必要な措置が取られているかどうかを検証した。

課税標準額アンマッチリストからサンプルを抽出して閲覧し、アンマッチとなった原因が適宜把握され、特に市側で更正を要するケースが適切に処理されているかどうかを検証した。

平成 21 年度に行われた貸付状況等申告書に基づく調査、及び平成 19 年度に行われた NTT 電話帳情報に基づく調査の報告を閲覧し、調査の有効性、効率性や手法の改善点について検討した。

未申告一覧からサンプルを抽出して閲覧し、対応の不備等がないかどうかを検証した。

(4) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(5) 監査意見

< 監査意見 - 2 - 1 > 事業年度アンマッチリストによる作業の改善点について

県税データ照合等の諸調査においては、効率性向上の工夫が望ましい。事業年度アンマッチリストによる作業は、県への情報フィードバック、法人への適時の指導、ないしはマッチングプログラムの改良といった方法で効率性が改善可能と考える。

未把握法人ないし事業所の調査や、県税データとの照合などの諸調査においては、事務の正確性は当然として、効率性についても一定以上の水準が求められる。効率性の改善のために可能な工夫は適宜採択することが望ましい。

事業年度アンマッチリストにピックアップされてくるのは、県から提供される課税データの持つ事業年度情報で、市の課税台帳上の情報にはそれと整合する事業年度のデータがない場合である。

市内の事業所が閉鎖されたが、県はその情報を持たない場合がある。

法人が市内事務所を閉鎖した際に、県にも北九州市内の事業所閉鎖の情報が適時に届け出られていれば、該当事業年度の課税データがそもそも市に来ず、アンマッチとならない。

このケースでは、県に事務所閉鎖情報を認識してもらうことで、次年度以降のアンマッチリストに繰り返し表示されずに済む。アンマッチリスト上の法人の市内事業所について閉鎖の事実が明らかな場合は、その資料も添えて県に情報を返し、情報更新を依頼するべきである。

また、法人に対しても、市に事業所閉鎖の届け出のあった場合に、県への届け出も必要である旨の情報を提示し注意喚起するなどすべきである。

後から市内にも事務所が出来たケースで、過去事業年度の分のデータが県から来る事例があった。

このケースは県への情報フィードバックに効果が期待できないおそれもある。市のマッチングプログラムにアンマッチ除外データを持たせて、リストに抽出させないようにすることが有効である。それが出来ない場合は、担当者が前期以前に発見している事例をリスト化して集約するだけでも、次年度以降の作業効率向上に意義はあるものとする。

< 監査意見 - 2 - 2 > NTT タウンページ情報調査の改善点について

平成 19 年度に NTT タウンページ情報に基づき未把握法人の調査を行っているが、郵送で照会した中で未回答であった 99 件が 1 つのリストに集約して残せていない。

今後の同調査においては、次回の活用も想定して未回答先をリストとして残すことが望ましい。

平成 19 年度に NTT から電話帳情報を入手し、これに基づき未把握法人の調査を行っている。その際、ピックアップして照会した中に未回答の 99 件があった。しかし、これら未回答先のリストは分担した各担当者ごとに手許管理され、集約した 1 リストとして残されてはいなかった。

平成 22 年度においても同調査を実施しているが、このリストがあれば、過年度の未回答先が新規に入手した電話帳情報に含まれるか否かのチェックなどもでき、有効な活用法があり得たと考えられる。調査の有効性、効率性の向上のために、今後の調査においてはこのような情報は適切に集約し保管するのが望ましい。

3．固定資産税

(1) 固定資産税の概要等

ア．概要

固定資産税は、土地、家屋、及び償却資産（事業用の機械や設備など）の有する価値や収益力に着目し、これらの資産を有することに担税力を見出し、その資産価値に応じて課税する、一種の財産課税的性格を有する税である。

イ．納税義務者

固定資産税の納税義務者は、原則として当該年度の初日の属する年の1月1日において市内に所在する土地、家屋、償却資産を所有している者である。固定資産税の課税にあたっては台帳課税主義がとられており、土地にあつては登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋にあつては登記簿又は家屋補充課税台帳に、償却資産にあつては償却資産台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者が納税義務者となる。

ウ．課税標準額

固定資産税の課税標準額は、原則として1月1日現在の固定資産の評価額である。固定資産の評価は、地方税法第388条第1項の規定に基づき総務大臣が定める「固定資産評価基準」によって行われなければならないが、実際の実務にあたっては、同条第4項第1号に規定する評価の手引きとして作成された「固定資産（土地・家屋・償却資産）評価事務取扱要領」にそって行われる。土地、家屋については3年ごとの基準年度に評価替えが行われ、いったん決められた評価額は、地目の変換、土地の分合筆、家屋の増改築などがあつた場合を除き、3年間据え置かれる。しかし、土地については、地価の下落により前年度の評価額をそのまま用いることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、基準年度以外の年度においても価格を修正することとしている。

償却資産の課税標準額は、資産の取得価額をもとに、毎年減価償却を行って決定される。

エ．税率と免税点

固定資産税と都市計画税の税率は次のとおりである。ただし、同一区内に所有しているそれぞれの資産ごとの課税標準額の合計額が免税点未満の場合には、固定資産税は課税されない。また、固定資産税が課税されない場合は、都市計画税も課税されない。

<表3-1> 固定資産税と都市計画税の税率と免税点

資産の種類	固定資産税	都市計画税	免税点
土地	1.4%	0.3%	30万円
家屋	1.4%	0.3%	20万円
償却資産	1.4%	-	150万円

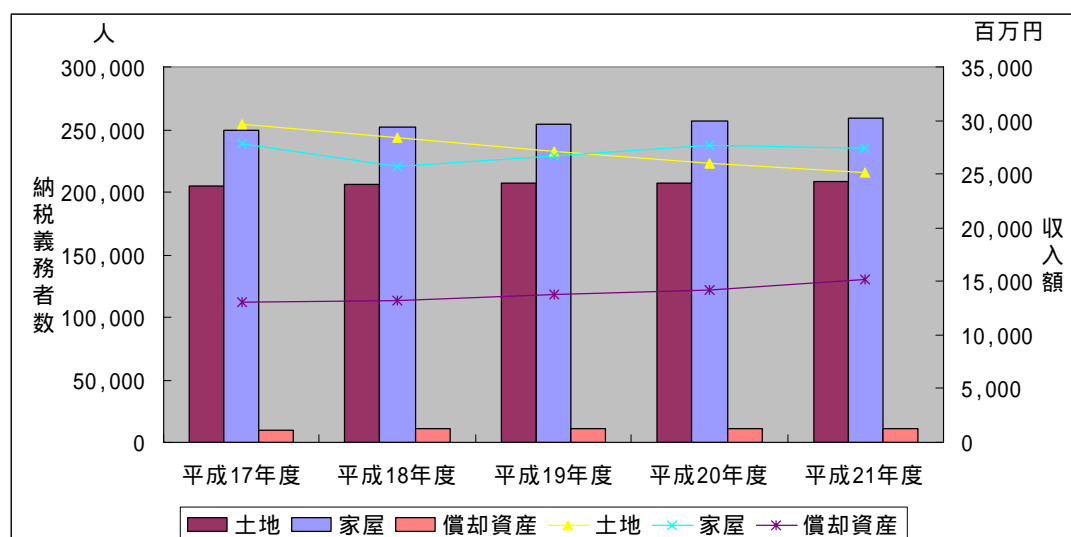
オ．収入額の推移

<表3-2> 固定資産税の納税義務者数と収入額の推移

(単位：人/千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
納税義務者数	土地	205,330	206,019	206,748	207,373	207,858
	家屋	249,783	251,574	254,018	257,014	259,462
	償却資産	10,206	10,494	10,810	10,789	10,781
収入額	土地	29,725,764	28,439,272	27,132,646	26,047,842	25,136,512
	家屋	27,869,958	25,682,016	26,748,682	27,689,948	27,394,885
	償却資産	13,047,825	13,152,780	13,725,007	14,232,476	15,178,982
	過年度分等	1,352,624	1,109,766	1,399,568	868,229	1,060,886
	合計	71,996,172	68,383,835	69,005,904	68,838,497	68,771,267

<グラフ3-1> 固定資産税の納税義務者数と収入額の推移

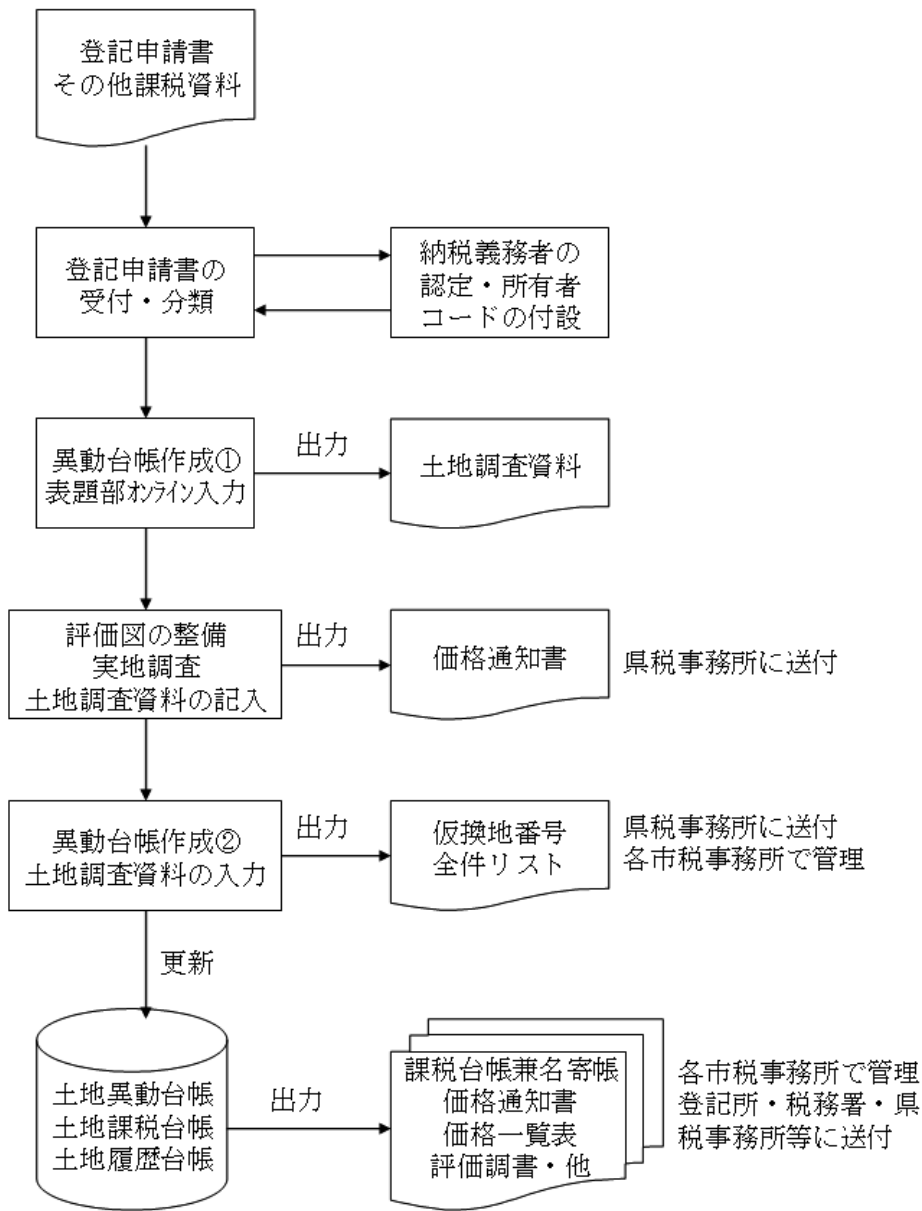


(2) 固定資産税(土地・家屋に係るもの)の賦課事務について

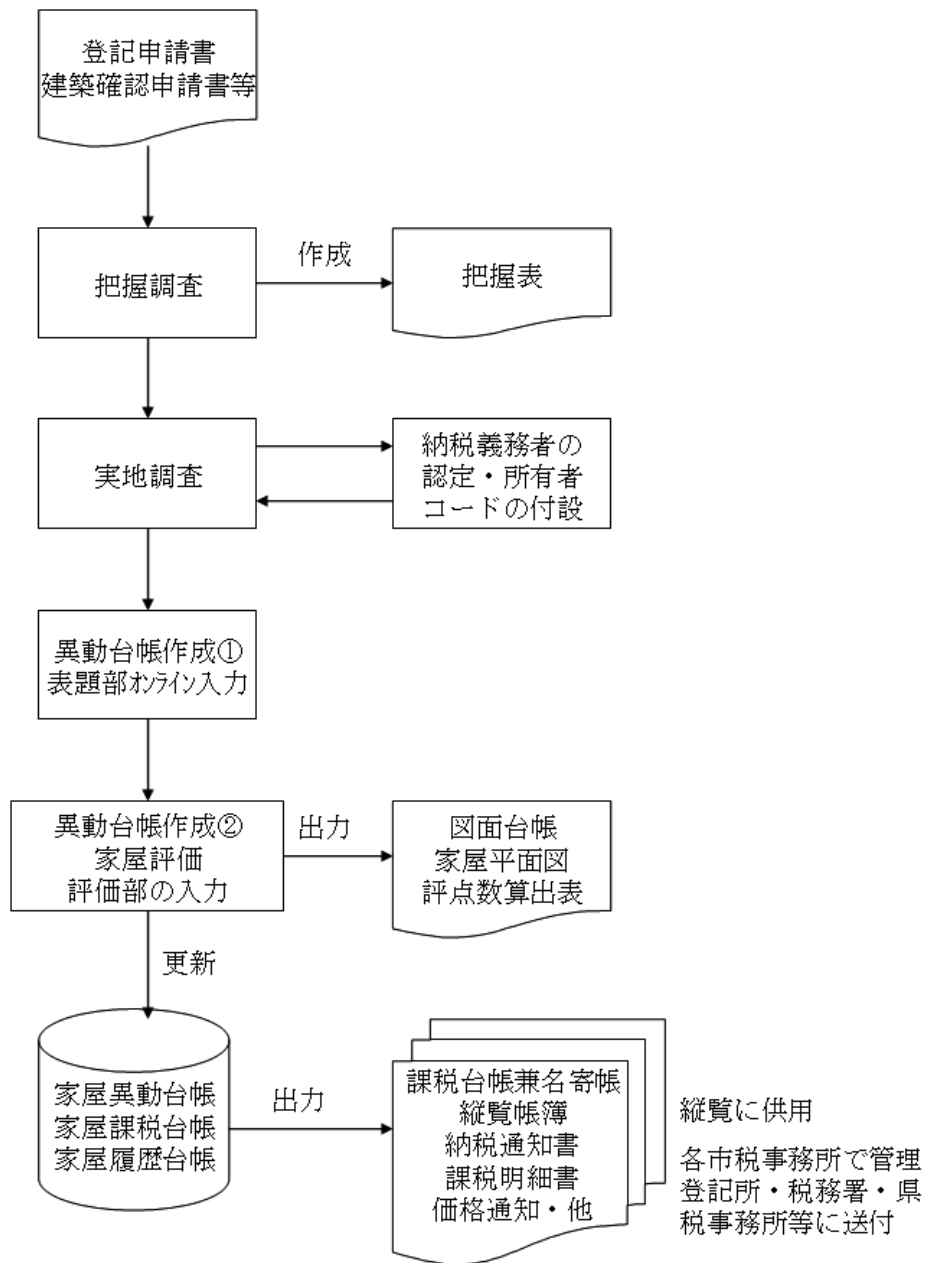
ア. 賦課事務の流れ

固定資産税の賦課事務については、課税客体の把握から始まり、納税義務者の認定や価格の決定を経て、納税通知書を出すまでが一連の作業である。固定資産税は4月の後半が第1期の納期となるので、3月末までに価格の決定を行う必要がある。土地、新增築家屋それぞれの翌年度賦課分に係る賦課事務の流れは次のとおりである。

<図3-1> 土地の翌年度賦課分に係る賦課事務の流れ



< 図 3 - 2 > 新增築家屋の翌年度賦課分に係る賦課事務の流れ



また、家屋の賦課事務の年間スケジュールの概略は次のとおりである。

< 図 3 - 3 > 家屋賦課事務の年間スケジュール

	賦課事務	実地調査
4月	◆納税通知書発送 縦覧	審査申出受付
5月	納通返戻 分処理	
6月		航空写真に基づく異動調査
7月		
8月		新增築等把握調査
9月		
10月		
11月		新增築調査
12月		
1月		完成・未完成調査
2月	◆翌年度課税台帳兼名寄帳作成	
3月	◆価格等の決定	

イ．固定資産の实地調査

概要

固定資産の評価は前述した固定資産評価基準に基づいて行われるが、土地の地目や用途によって評価が変わるので、固定資産評価補助員による定期的な实地調査が必要である。实地調査は5年で市内の全ての区域をカバーするように計画して行われる。地目や用途の変更が見つかった場合は、過去5年に遡って課税、又は還付が行われる。この实地調査の対象はあくまでも土地であり、建物については後述する航空写真による調査に基づいて実施される。

次の表は、平成17年度から平成21年度までの5年間の、土地の实地調査計画件数である。この間の実施率は100%であるとの説明を受けた。

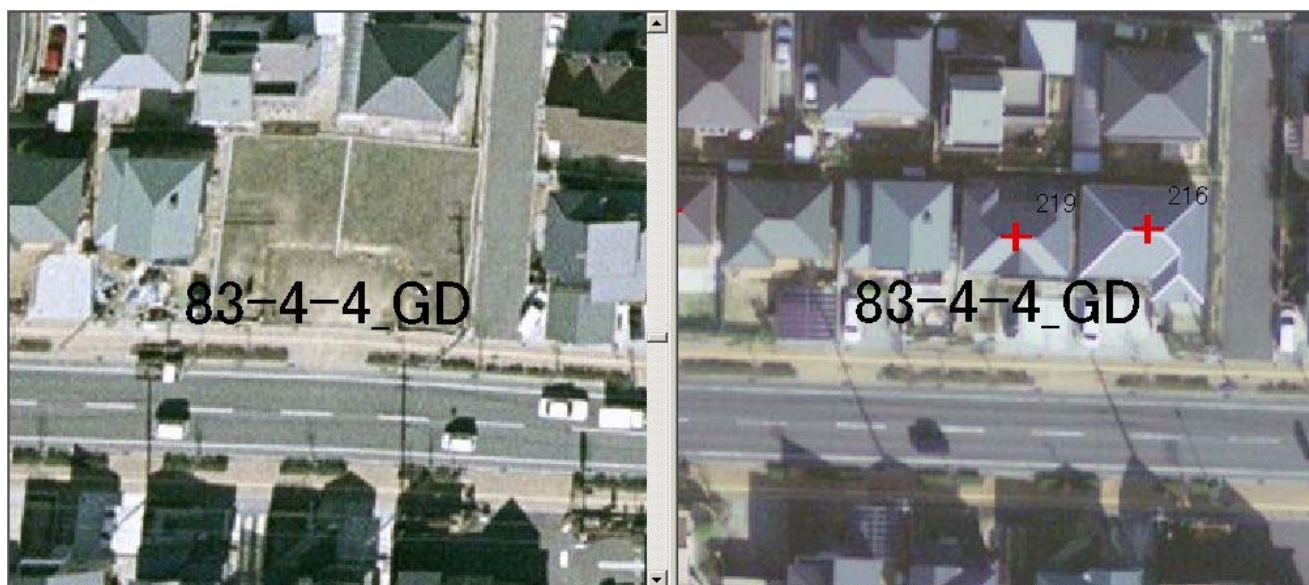
<表3 - 3> 土地現況把握調査実施計画

(単位：筆)

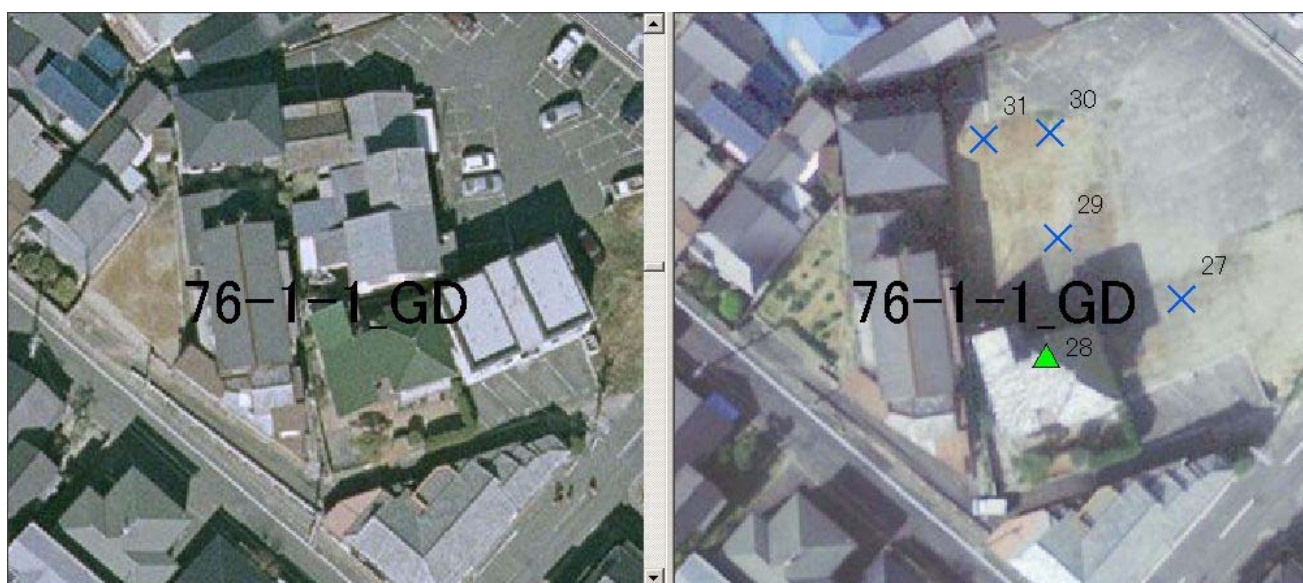
区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
門 司 区	13,082	19,368	20,274	20,051	20,912	93,687
小倉北区	16,195	18,197	16,833	16,386	16,939	84,550
小倉南区	23,837	37,229	37,987	47,351	50,157	196,561
若 松 区	28,119	20,329	10,172	8,788	10,712	78,120
八幡東区	6,328	10,621	12,400	6,655	11,160	47,164
八幡西区	31,623	36,973	36,572	35,660	32,369	173,197
戸 畑 区	4,506	4,663	4,367	5,157	4,836	23,529
合 計	123,690	147,380	138,605	140,048	147,085	696,808

家屋については、航空写真による調査が行われている。航空写真はまず機械による判定が行われ、家屋の新築や増改築の可能性がある場合は、目視による確認を行い、必要に応じて实地調査を行う。航空写真による調査は3年に一度行っており、最後に行われたのは平成20年度であり、調査費用は29,757千円であった。

< 図 3 - 4 > 平成 17 年度と平成 20 年度の異動写真（家屋の新築の例）



< 図 3 - 5 > 平成 17 年と平成 20 年の異動写真（家屋の滅失の例）



次の表は、平成 20 年度に撮影した航空写真に基づく、家屋の異動調査計画表である。3 年で全ての地区を調査するように計画しており、その総合計である 24,906 件が、機械で判定された異動件数の総数となる。初年度の調査件数が多いのは、目視による確認件数が多く含まれるためである。

<表3 - 4>平成20年度撮影航空写真に基づく家屋異動調査計画表

(単位：棟)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
門 司 区	635	1,326	849	2,810
小倉北区	948	1,525	1,486	3,959
小倉南区	1,607	1,990	1,917	5,514
若 松 区	1,743	950	408	3,101
八幡東区	994	-	163	1,157
八幡西区	7,258	23	-	7,281
戸 畑 区	677	21	386	1,084
合 計	13,862	5,835	5,209	24,906

次の表は、平成21年度の実地調査の件数と、その結果発見された異動の件数である。土地、家屋とも実地調査の約3%弱で異動が見つかった。なお、固定資産税は賦課して初めて納税義務が発生するので、過年度分についての延滞金を最初から加算することはない。

<表3 - 5>平成21年度調査結果集計表

区 分	調査対象件数	異動分	発見率
土地(筆)	152,360	4,539	2.98%
家屋(棟)	2,897	85	2.93%

実施した監査手続

土地及び建物の実地調査が計画どおりに行われていることを確認するため、土地については5年分、建物については3年分の実地計画を入手し、担当者へのヒアリングを行った。

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

ウ．固定資産の適正な評価のための人材育成

概要

固定資産の評価は、区ごとに配置されている固定資産評価補助員が行う。固定資産の評価には高度の専門性が要求される。また、その評価額は課税標準となり税額に直結する。そのため、評価業務を行う人材は長期的な計画の下に育成されなけれ

ばならない。適正な人材育成と配置を行うことにより、精度が高く効率的な評価業務が可能となる。

東西市税事務所の固定資産税課に所属する固定資産評価補助員の配置状況は、次のとおりである。

<表3 - 6> 固定資産評価補助員の配置

平成22年4月25日現在（単位：人）

市税事務所	担当区	種別	課長	係長	職員			合計
					男性	女性	計	
東部	門司、小倉北	土地	1	1	8	6	14	16
		家屋		1	7	7	14	15
	小倉南	土地	1	1	7	5	12	14
		家屋		1	7	5	12	13
	計			2	4	29	23	52
西部	戸畑、若松、八幡東	土地	1	1	6	6	12	14
		家屋		1	4	7	11	12
	八幡西	土地	1	1	9	3	12	14
		家屋		1	6	8	14	15
	計			2	4	25	24	49
合計			4	8	54	47	101	113

土地担当職員数	50人
課税筆数	638,123筆
担当者一人あたり筆数	12,762筆

家屋担当職員数	51人
課税棟数	339,799棟
担当者一人あたり棟数	6,663棟

次の表は、東西の市税事務所と財政局税務部課税企画課に所属する固定資産評価補助員の経験年数をまとめたものである。比較的長期の経験を持つ補助員が多い一方で、約6人に1人は就任したばかりの補助員である。

<表3 - 7> 固定資産評価補助員の税務経験年数

平成22年11月1日現在(単位:人)

所属	1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	計
東部市税事務所 固定資産税課 土地・家屋係	12	4	10	12	11	9	58
東部市税事務所 法人税務課 償却資産係	2	0	2	4	2	4	14
西部市税事務所 固定資産税課 土地・家屋係	7	11	9	11	8	9	55
財政局税務部 課税企画課	1	1	0	1	6	6	15
計	22	16	21	28	27	28	142

次の表は、新規に配属された固定資産評価補助員が受講する研修をまとめたものである。研修期間は各10日前後である。この研修を受講し、かつ、現場での経験を積むことにより、通常は配属された次の年から一人で調査に行けるようになる。ただし、新人を含む場合は、二人一組で調査を行う。

<表3 - 8> 在籍期間別研修体系表

研修実施担当	受講者	異動直後～3か月		3か月～6か月	6か月以降
財政局 税務部 課税企画課	土地係職員	税務 初任者 研修	評価・賦課 基礎研修	非木造家屋 評価研修	
	家屋係職員		評価・賦課 基礎研修		
	償却資産係 職員		評価・賦課 基礎研修	簿記3級研修	簿記2級研修
			実地調査研修		

これらの研修のほかに、固定資産評価補助員のスキルアップ、及び、評価のばらつきをなくすため、東西の市税事務所の職員に対し同一の研修を定期的に行っている。また、東西の市税事務所から提出された質疑応答に関しては、その回答を両市税事務所に流すことで、情報の共有も図っている。

実施した監査手続

固定資産の評価を行う人員の育成と配置が適正に行われていることを確認するため、人材育成のプロセスと東西の評価の均一化についての取り組みについて質問し、担当者へのヒアリングを行った。

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

エ．固定資産の異動

概要

土地、家屋の所有者や地目等について変更があることを異動という。異動に関する情報は、地方税法第 382 条により法務局から北九州市長あてに通知される。平成 21 年度中の通知件数は、計 52,262 件であった。

(登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)
第三百八十二条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。
2 (省略)
3 市町村長は、前二項の規定による登記所からの通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載をし、又はこれに記載をされた事項を訂正しなければならない。

<表 3 - 9 > 平成 21 年度に法務局から通知された異動件数 (単位：件)

区分	土地	家屋	合計
門 司 区	4,639	2,144	6,783
小 倉 北 区	4,443	3,843	8,286
小 倉 南 区	9,197	3,530	12,727
若 松 区	3,000	1,775	4,775
八 幡 東 区	2,512	1,365	3,877
八 幡 西 区	8,486	5,233	13,719
戸 畑 区	1,075	1,020	2,095
合 計	33,352	18,910	52,262

実施した監査手続

法務局から通知があった異動について登録変更が遅滞なく行われていることを確認するため、平成 22 年 8 月の通知から任意に 10 件を抽出し、固定資産台帳への登録状況を確認した。

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

監査意見

< 監査意見 - 3 - 1 > 住宅用地の賦課に必要な事項及び用途の変更に係る申告制度の周知について

住宅用地の所在・面積、家屋の床面積・用途、住居の数及びその他賦課に必要な事項に変更があった場合、並びに、土地の用途を住宅用地から住宅用地以外に変更があり、かつ、その土地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続きその土地を所有している場合の申告義務について、業者を対象とした周知活動を行うことにより、申告漏れを減らすことができると考える。

住宅用地の所在・面積、家屋の床面積・用途、住居の数及びその他賦課に必要な事項に変更があった場合並びに土地の用途を住宅用地から住宅用地以外に変更があり、かつ、その土地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続きその土地を所有している場合は、北九州市市税条例第 62 条の 2 により所有者に申告義務がある。納税通知書の説明書きには、土地の利用状況に変更があったときは所管市税事務所の固定資産税課に申告するよう注意書きがあるが、納税通知書の裏側まで注意している市民がそれほどいるとは思えず、十分な周知ができているとは言い難い。また、土地の用途変更は市民にとっては日常事ではないため、いくら周知活動をしてもそれほど効果があるとも思えない。市民ではなく、取り壊し業者、建設業者、不動産業者などを対象とした届出制度の周知活動を行うことにより、申告漏れを減らすことができると考える。

(住宅用地の申告)

第 62 条の 2 (省略)

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までにその旨を市長に申告しなければならない。

オ．新築家屋の評価

概要

新築家屋は、必ず現地調査を行って評価している。原則として市の固定資産評価補助員が評価するが、県税事務所との協議により、大規模な事務所等については県が評価している。

実地調査は、建築確認申請書や見積書等の書類を確認するだけでなく、実際に各部屋に立ち入り、仕上げ等を確認する方法で行っている。

家屋の評価額は、調査結果を専用の評価ソフトに入力することにより、自動的に計算される。

<表3 - 10> 平成21年度の新築物件の数

区分	棟数(棟)	課税床面積(m ²)	評価額(千円)
門司区	209	46,215	3,740,793
小倉北区	262	89,514	7,639,675
小倉南区	699	123,050	8,948,964
若松区	370	160,190	11,991,904
八幡東区	136	44,645	4,230,554
八幡西区	823	172,615	14,006,420
戸畑区	125	28,384	2,149,993
合計	2,624	664,613	52,708,303

実施した監査手続

新築家屋の実地調査が適正に行われていることを確認するため、平成21年末の新築物件を任意に抽出し、固定資産台帳への登録状況を確認した。

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

カ．土地の価格の特例

概要

土地、家屋の評価額は基準年度に評価替えが行われた後、3年間据え置かれる。しかし土地については、地方税法附則第17条の2(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)において、地価の下落により前年度の評価額をそのまま用いることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、基準年度以外の年度においても価格を修正することが規定されている。この規定は、地

価が上昇する局面では評価額が時価を下回ることとなり納税者に不利益となることはないが、時価が下落する局面では評価額が時価を上回ることもあり、その場合は納税者が不利益をこうむる結果となるため設けられたものである。

特例は市街地宅地評価法、又はその他の宅地評価法を適用する全ての土地に対して適用される。修正基準は総務大臣が定め、告示することとなっている。平成 20 年度については、平成 18 年 7 月 26 日付け総務省告示第 422 号により修正基準が定められている。また、土地の価格が何パーセント以上下がったら評価額を変更するといった規定はないが、0.1%以上下がった場合は評価額に反映される。

直近の基準年度は平成 21 年度であった。基準年度には特例の適用は行われないので、平成 20 年度において土地の価格の特例がどの程度適用されたのかを確認した。

<表3 - 11> 平成20年度の特例の適用実績

(単位：筆)

区 分		宅地	農地	山林	その他	合計
門 司	筆 数	56,179	8,010	7,030	7,922	79,141
	適用数	55,712	1,012	1,052	7,755	65,531
	適用率	99.17%	12.63%	14.96%	97.89%	82.80%
小 倉 北	筆 数	68,413	613	1,381	4,474	74,881
	適用数	68,413	207	620	4,428	73,668
	適用率	100.00%	33.77%	44.90%	98.97%	98.38%
小 倉 南	筆 数	117,787	22,787	14,759	18,851	174,184
	適用数	117,366	3,582	1,019	18,181	140,148
	適用率	99.64%	15.72%	6.90%	96.45%	80.46%
若 松	筆 数	51,948	10,807	5,041	6,184	73,980
	適用数	51,846	952	577	5,882	59,257
	適用率	99.80%	8.81%	11.45%	95.12%	80.10%
八 幡 東	筆 数	35,919	1,025	2,874	3,907	43,725
	適用数	35,849	223	649	3,794	40,515
	適用率	99.81%	21.76%	22.58%	97.11%	92.66%
八 幡 西	筆 数	142,435	8,381	6,643	10,862	168,321
	適用数	140,505	4,289	2,082	10,674	157,550
	適用率	98.64%	51.18%	31.34%	98.27%	93.60%
戸 畑	筆 数	21,502	78	13	700	22,293
	適用数	21,502	74	13	700	22,289
	適用率	100.00%	94.87%	100.00%	100.00%	99.98%
全 市	筆 数	494,183	51,701	37,741	52,900	636,525
	適用数	491,193	10,339	6,012	51,414	558,958
	適用率	99.39%	20.00%	15.93%	97.19%	87.81%

(注) 農地、山林は市街化区域内にあるものに限る。

宅地に関する適用率が99.39%と非常に高いことが分かる。つまりほぼ全ての宅地の価格が下落し、固定資産税評価額が見直されたということである。平成20年度の土地全体の評価額は、前年度比4.1%減の4兆5,214億円あまりであった。

実施した監査手続

土地の価格の特例が適正に適用されていることを確認するため、平成 20 年度の固定資産評価調書、及び価格の決定に関する決裁書を確認した。

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

キ．審査の申出

概要

地方税法第 432 条（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）の規定により、納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に対して「審査の申出」をすることができる。審査の申出ができる期間は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 60 日までである。

納税者からの苦情が全て審査の申出になるわけではない。固定資産の価格に関する苦情を受けた場合はまず適切な説明を行い、その上で納得しない納税者については、納税者立会いのもとで再調査を行い、再度説明をする。それでも納税者が納得しない場合のみ、審査の申出に進むことになる。

審査は固定資産評価審査委員会事務局（財政局税制課税制係）が行う。地方税法第 433 条には、申し出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならないと規定されている。

（固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続）

第四百三十三条 固定資産評価審査委員会は、前条第一項の審査の申出を受けた場合においては、直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から三十日以内に審査の決定をしなければならない。

2～11（省略）

12 固定資産評価審査委員会は、第一項の規定による決定をした場合においては、その決定のあつた日から十日以内に、これを審査を申し出た者及び市町村長に文書をもつて通知しなければならない。この場合において同項の期限までに決定がないときは、その審査の申出を却下する旨の決定があつたものとみなすことができる。

<表3 - 12> 固定資産の価格に対する審査の申出及び決定状況累年比較

(平成22年7月末現在)(単位:件)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
土 地	申出件数	24	505	8	5	597	
	決 定	却 下	4	261	1	2	15
		棄 却	6	230	5	2	60
		取 下	14	7	1	1	6
		認 容	-	7	1	-	215
家 屋	申出件数	1	11	-	4	41	
	決 定	却 下	-	2	-	-	3
		棄 却	-	4	-	1	25
		取 下	1	1	-	2	6
		認 容	-	4	-	1	7
合 計	申出件数	25	516	8	9	638	
	決 定	却 下	4	263	1	2	18
		棄 却	6	234	5	3	85
		取 下	15	8	1	3	12
		認 容	-	11	1	1	222

(注) 1. この間、償却資産に係る申出はなかった。

2. 平成21年度分の未処理件数は土地に係る申出につき301件であった。

3. 平成21年度の土地に係る申出につき認容した件数が多いのは、209筆で構成される一団の土地について認容したためである。

実施した監査手続

審査の申出に対する対応が適正に行われていることを確認するため、平成21年度の家屋に係る審査の申出のうち、棄却及び認容したもの(全29件・重複を除く)に対する審査記録を確認した。

監査結果

<指摘事項 - 3 - 1> 審査の決定までの日数について

固定資産税評価に関する異議申立について、申立後に求められている法定期間30日以内に決定をしていない。

地方税法第 433 条には、申し出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならないと規定されている。しかし実際に審査記録を確認したところ、以下の通り 30 日以内に決定を行ったものはなく、同条に準拠しているとはいえなかった。

決定に要した期間	件数
2 か月以上 3 か月未満	1 件
3 か月以上 6 か月未満	11 件
6 か月以上	17 件

他の政令市においても同様の状況にあるが、30 日以内の決定には、委員会開催日程の調整等、実務的に相当の困難がある。しかし、地方税の特則として、手続が行政不服審査法の定めに従うことを考慮すると、行政不服審査法が簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るものであることから法令等に準拠するよう努める必要がある。

ク．相続があった場合の賦課

概要

地方税法第 9 条第 1 項において、相続（包括遺贈を含む。）があった場合には、その相続人は、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付すべき税を納付しなければならないと規定されている。ただし、相続人が限定承認を選択した場合は、相続によって得た財産を限度として納税義務を承継する。相続人が相続の放棄をした場合は、納税義務は承継しない。

相続人が 2 人以上いる場合は、それぞれの相続分によって按分した税額を通知する。ただし、次の場合には、承継した税額の全額をその代表者のみに通知すればよいとされている。

- ・相続人により代表者が指定された場合
- ・市町村長により代表者が指定された場合

北九州市では、死亡日と賦課期日の前後関係により、次のような取り扱いをしている。

- ・賦課期日後の死亡（死亡した年度）の処理

納税義務者が死亡した後、法定相続人全員の把握及び相続人ごとの持分の確認までを短期間で行うことは非常に困難であるため、法定相続人の一人に対して書類の送達を行う。送付先は、相続人が指定した代表者、代表者の指定がないときは被相続人の納税義務者台帳において確認できた法定相続人の一人となる。

この処理により、納税義務者が死亡した後は、相続人に対して書類が送達されることとなる。また、送達する書類の宛名には、被相続人の氏名が「 様分」とし

て表示される。

また、死亡した納税義務者が市外に居住していた場合は、死亡の事実を把握することが困難であるため、死亡者宛に納税通知書等を送達しても有効となる。

なお、相続人より分割の申出があった場合や納税課において滞納処分を行う必要が生じたときは、法定相続人全員に対してそれぞれの持分に応じた税額で納税通知書を作成し送達しなければならない。

・賦課期日前の死亡（死亡した翌年度）の処理

税法上は法定相続人全員の共有となるが、死亡者課税の発生を防ぎ、かつ、賦課事務の効率化を図るため、法定相続人のうちの一人を指定して単独名義で納税通知書等を送達している。ただし、本来は法定相続人全員の共有であるため、個人所有の資産とは合算しない。納税通知書等に被相続人（登記名義人）の表示をして納税者が確認できるようにしている。

実施した監査手続

平成 21 年度の門司区のデータから相続があった事例を任意に抽出し、固定資産台帳の登録状況を確認した。

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

ケ．連帯納税義務

概要

連帯納税義務とは、数人の納税義務者が同一の納税義務について、各自が全額を納付する義務を負い、他方、その納税義務者のうちの一人が納付すれば、他の者の納税義務もその範囲で消滅するという関係にある納税義務のことである。固定資産税においては、地方税法第 10 条の 2（連帯納税義務）の規定により、固定資産を共有している場合について連帯納税義務を負うことになる。

北九州市では、土地又は家屋を共有している場合は、共有代表者を一人選定し、その者にのみ納税通知書を送付している。本来、租税債権確定の通知は連帯納税義務者全員にしなければならないが、共有者全員について住所の移動等を把握することが困難なことや、納税通知書発送件数の大幅な増加による経費や事務量等への影響を考慮し、代表者のみに送付することとしている。共有代表者は、区内に居住しているかどうかや、持分割合等の基準に沿って選定される。

選定された代表者が納税義務を果たさなかった場合は、まず代表者と話して対応

を協議する。ほとんどのケースは他の納税義務者と連絡を取ってもらうことで解決するが、送付先を他の納税義務者に変更することもあるとの説明を受けた。

実施した監査手続

平成 21 年度の門司区のデータから共有者がいる事例を任意に抽出し、固定資産台帳の登録状況を確認した。

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

コ．評価の均等化

概要

固定資産税はその固定資産の価格を課税標準とし、価格は 3 年おきの基準年度ごとに評価替えが行われる。しかし、地価の急激な上昇による税負担の大幅な増加を緩和するため、昭和 39 年度より現在まで税負担の調整措置が講じられている。これを負担調整措置という。

昭和 39 年度から平成 8 年度まで基準年度ごとに新たな負担調整措置を導入してきた結果、宅地の税負担のばらつきはある程度収斂した。しかし、当該年度の税負担について、当該年度の評価額からは容易に算出できないという複雑な仕組みになってしまっていた。そこで平成 9 年度の評価替えに伴い、税負担の均衡化をいっそう促進させること、及びより簡易な税負担の算出方法を目的として、従来負担調整措置を改め、負担水準の高い土地については従来どおりその税負担を抑制しつつ、負担水準の低い土地については課税標準を引き上げていく、新たな負担調整措置が導入された。この新たな負担調整措置は平成 21 年度の評価替えにおいても引き続き採用された。

現在、負担水準は次の算式で計算される。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額（又は比準課税標準額）}}{\text{当該年度の評価額} \times \text{（住宅用地の特例率）}}$$

比準課税標準額とは、各年度において新たに固定資産税を課することとなった土地、又は地目変換等のあった土地について前年度課税標準額に代えて使用される課税標準額である。

$$\text{比準課税標準額} = \text{当該年度の評価額} \times \frac{\text{類似土地の前年度課税標準額}}{\text{類似土地の当該年度の価格}}$$

(3) 固定資産税の減免、課税免除等について

固定資産税には、企業の立地や家屋の建築を促すため等の理由により、課税免除や減免など、様々な規定が設けられている。

ア．課税免除

概要

北九州市市税条例付則第15条の3(平成19年7月30日から起算して5年内に企業立地促進法に基づいて設置される特定事業のための施設に係る固定資産税の課税免除)により、固定資産税の課税免除が規定されている。

課税免除対象資産の範囲(対象施設、対象面積等)は税制課にて判定し、企業に課税免除の適用範囲を通知する。企業は、その通知をもとに課税免除申告書を作成し、税制課を経由して市税事務所に提出する。市税事務所は申告書受理後、内容を確認し、固定資産税課長の決裁を受ける。

実施した監査手続

平成21年3月17日付で申告のあった、N株式会社に係る固定資産税の課税免除申告について申告書、内訳書その他の書類を閲覧した。

閲覧した書類は次のとおりである。

- ・ 建築家屋の価格決定通知書
- ・ 固定資産税の課税免除決定通知書
- ・ 固定資産税の課税免除申告書
- ・ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画の承認申請書、及び承認通知
- ・ 実地調査結果報告書
- ・ 固定資産税(家屋)特例申告書
- ・ 新・増設倉庫証明申請書

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

イ．非課税

概要

地方税法第 348 条（固定資産税の非課税の範囲）の規定により、公用・公共用固定資産、宗教法人の境内建物等、公共用道路等、学校法人等の教育用固定資産、幼稚園、図書館、博物館、社会福祉事業等の用に供する固定資産等には固定資産税を課税することはできないとされている。

非課税を適用する場合は、「固定資産税非課税申告書」の提出を求め、非課税に該当することを確認する。

実施した監査手続

平成 22 年度に非課税の対象となった宗教法人や学校法人、社会福祉法人等の中から、任意に 8 法人を抽出し、非課税申告書その他の書類を閲覧した。

閲覧した書類は次のとおりである。

- ・固定資産税非課税申告書
- ・証明願
- ・現在事項全部証明書
- ・登記に関する書類
- ・社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号に係る無料又は低額料金による診療事業の認定について（社会福祉法人のみ）
- ・社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号に係る無料又は低額料金による介護老人保健施設利用事業の認定について（社会福祉法人のみ）
- ・老人ホーム設置許可書（社会福祉法人のみ）

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

ウ．課税標準の特例

概要

日本放送協会の事業用資産、登録有形文化財等、軽自動車検査協会の事業用資産等については、課税標準の特例の規定が設けられている。

これらの特例は、地方税法第 349 条の 3（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）から第 349 条の 5（新設大規模償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例）のほか法附則第 15 条（固定資産税等の課税標準の特例）から第 15 条の 3 に規定されている。

特例を適用する場合は、原則として「固定資産税特例申告書」の提出を求め、特例に該当することを確認することとされている。また、特例の対象となるものは事業用資産がほとんどであるため、申告書のコピーを東部市税事務所法人税務課償却資産係に送付し、家屋と償却資産とで取り扱いが異なることのないようにしている。

実施した監査手続

平成 21 年度に課税標準の特例の対象となった法人の中から、任意に 1 法人を抽出し、固定資産税特例申告書その他の書類を閲覧した。また、東部市税事務所法人税務課償却資産係に申告書のコピーが送られているかどうかについても確認した。

閲覧した書類は次のとおりである。

- ・固定資産税特例申告書

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

エ．固定資産税の減免

概要

生活保護の受給者や公私の扶助を受けている者が所有する固定資産、災害によって 2 割以上の被害を受けた固定資産、住宅供給公社の所有する固定資産、博物館や私立幼稚園等については、北九州市市税条例第 60 条（固定資産税の減免）により減免の規定が設けられている。

減免を適用する場合は、「市税（固定資産税・都市計画税）減免申請（告）書」の提出を求め、減免の条件に該当することを判定する。

減免には申告による減免と申請による減免の 2 種類がある。申告による減免の場合は、申告の内容に異動のない限り翌年度以降の提出を要しないが、申請による減免の場合は、生活保護の有無や収入状況について毎年度確認する必要があるため、毎年度申請書の提出が必要となる。ただし、「北九州市市税減免取扱要領第 2 規則第 8 条（固定資産税の減免）第 1 項各号の取扱要領」の「運用上の留意事項」には、「減免者連絡票により、扶助の受給について福祉事務所の確認を受けた場合は、翌年度分の減免申請書の提出に代えるものとする。」との規定がある。通常、生活保護の受給については市側の資料で確認できるので、2 年目以降の生活保護受給者については減免申請書の提出を求めている。

事業用資産について火災減免の申請があった場合など、償却資産についても減免の適用があると思われるときは、東部市税事務所法人税務課償却資産係に申告書の

コピーを送付することとしている。

<表3 - 13> 平成21年度の減免税額

(単位：千円)

減免対象資産	割合	土地		家屋		償却	合計	
		固定	都市	固定	都市	固定	固定	都市
住宅供給公社(新築外)	6割	2,417	518	89,405	19,206	2,447	94,269	19,724
私立幼稚園	10割	4,773	1,026	724	151	101	5,598	1,177
公民館類似施設	10割	23,028	3,357	22,908	3,275	11	45,947	6,632
アケード	10割	-	-	-	-	6,347	6,347	-
医師会・歯科医師会	10割	8,326	1,784	10,127	2,170	2,257	20,710	3,954
労働組合	10割	1,905	408	3,336	715	211	5,452	1,123
医療施設(家屋)	3割	-	-	198,970	36,179	-	198,970	36,179
防災用調整池	10割	6,135	958	-	-	-	6,135	958
一部用途非課税	10割	19,385	4,154	-	-	-	19,385	4,154
生活保護	10割	-	-	11,543	2,936	-	11,543	2,936
公私の扶助	7割	2,870	1,116	5,793	1,158	-	8,663	2,274
その他	-	17,666	3,377	120,075	8,072	8,426	146,167	11,449
合計	-	86,505	16,698	462,881	73,862	19,800	569,186	90,560

(注) 1. 固定資産税の減免税額が500万円以上のものを抽出し、それ以外のものをその他とした。

2. 生活保護については、土地及び家屋に按分できないため、家屋に計上した。

実施した監査手続

平成21年度に減免の対象となった個人、法人の中から、任意に以下の個人と法人を抽出し、市税(固定資産税・都市計画税)減免申請(告)書その他の書類を閲覧した。公私の扶助を受けている者については、平成22年度も引き続き申請書が提出されていることを確認した。また、東部市税事務所法人税務課償却資産係に申告書のコピーが送られているかどうかについても確認した。

- ・生活保護受給者
- ・公私の扶助を受けている者
- ・その他法人・個人合計3件

閲覧した書類は次のとおりである。

- ・市税(固定資産税・都市計画税)減免申請(告)書
- ・保護証明書
- ・生活保護受給者の状況調査について

- ・ 国民年金・厚生年金保険年金証書
- ・ 障害者手帳
- ・ 公私の扶助減免所得要件判定表（個人票・世帯票）
- ・ 減免税額算出表
- ・ 家屋調査処理票
- ・ 固定資産税・都市計画税 事故処理票
- ・ 再調査処理票等
- ・ 納税義務者台帳・他

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

オ．新築住宅等の減額措置

概要

景気対策や社会政策上の理由から、一定の条件に該当する住宅に対し、固定資産税を減額する措置が設けられている。減額の対象となる住宅は次のとおりである。

- ・ 一定の基準を満たす新築住宅
- ・ 長期優良住宅
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅
- ・ 耐震改修をした既存住宅
- ・ バリアフリー改修をした既存住宅
- ・ 省エネ改修をした既存住宅

この規定による減額の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで、又は改修後3か月以内に、「固定資産税減額申告書」を提出しなければならない。ただし、実地調査等により減額要件を満たすことが確認できたものについては、申告書の提出がない場合でも減額を適用することとされている。

<表3 - 14> 平成21年度の減額の種類別件数と軽減税額

種 類	関 係 法 令	件数(件)	軽減税額(千円)
新 築 減 額	法附則第15条の6第1項・第2項	23,812	1,152,238
長 期 優 良 住 宅	法附則第15条の7第1項・第2項	186	11,937
市街地再開発事業	法附則第15条の8第3項	43	2,328
高齢者優良賃貸住宅	法附則第15条の8第4項	399	19,107
耐 震 改 修	法附則第15条の9第1項	2	38
バリアフリー改修	法附則第15条の9第4項・第5項	6	77
省 工 ネ 改 修	法附則第15条の9第9項・第10項	11	204
合 計		24,459	1,185,929

実施した監査手続

減額措置に関する手続が適正に行われていることを確認するため、平成21年度の減額事例から10件分の減額に係る資料の提出を求め、減額申告書及び添付書類が期日までに提出されているかどうかを確認した。また、バリアフリー改修については全6件、耐震改修住宅については全2件の減額に係る資料の提出を求め、減額申告書及び添付書類が期日までに提出されているかどうかを確認した。

閲覧した書類は次のとおりである。

- ・ 固定資産税減額申告書
- ・ 請求書 / 領収書 / 見積書
- ・ 増改築等工事証明書
- ・ 本人確認書類 (バリアフリー改修)
- ・ 地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書 (耐震改修住宅)

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 固定資産税 (償却資産に係るもの) の賦課事務について

ア. 概要

償却資産に係る賦課事務が土地・家屋に係る賦課事務と最も異なる点は、登記制度がないため、納税義務者からの申告に基づいて賦課事務を行うということである。納税義務者によっては、決算日前に申告しなければならない場合があり、通常、賦課期日における資産の状況は、現実には決算日になって初めて確定するため、決算日前に確定した申告をすることは極めて困難である。また、申告の対象になるか

ならないか判定の難しいケースもあることなどから、申告漏れが発生しやすい税であるという事実は否めない。

<間違いやすいケースの例>

- ・法人税、所得税の所得の計算上、特例により損金算入した 30 万円未満の減価償却資産
- ・一括償却を選択した 20 万円未満の減価償却資産
- ・減価償却資産として計上した 10 万円未満の資産
- ・償却済み資産
- ・事務所（建物）が自己所有か賃貸かによって取り扱いが変わる建物付属設備
- ・リース資産
- ・福利厚生施設等

なお、不申告に対する過料、及び不足税額に対する延滞金については、徴収しておらず、他の主要都市においても同様である。これは、償却資産税に係る未申告の多さや不正確さ、また申告義務の認知の低さを勘案して、申告義務の周知徹底を優先課題としているためである。

償却資産の翌年度賦課分に係る賦課事務の流れは次ページのとおりである。

< 図 3 - 6 > 償却資産の翌年度賦課分に係る賦課事務の流れ

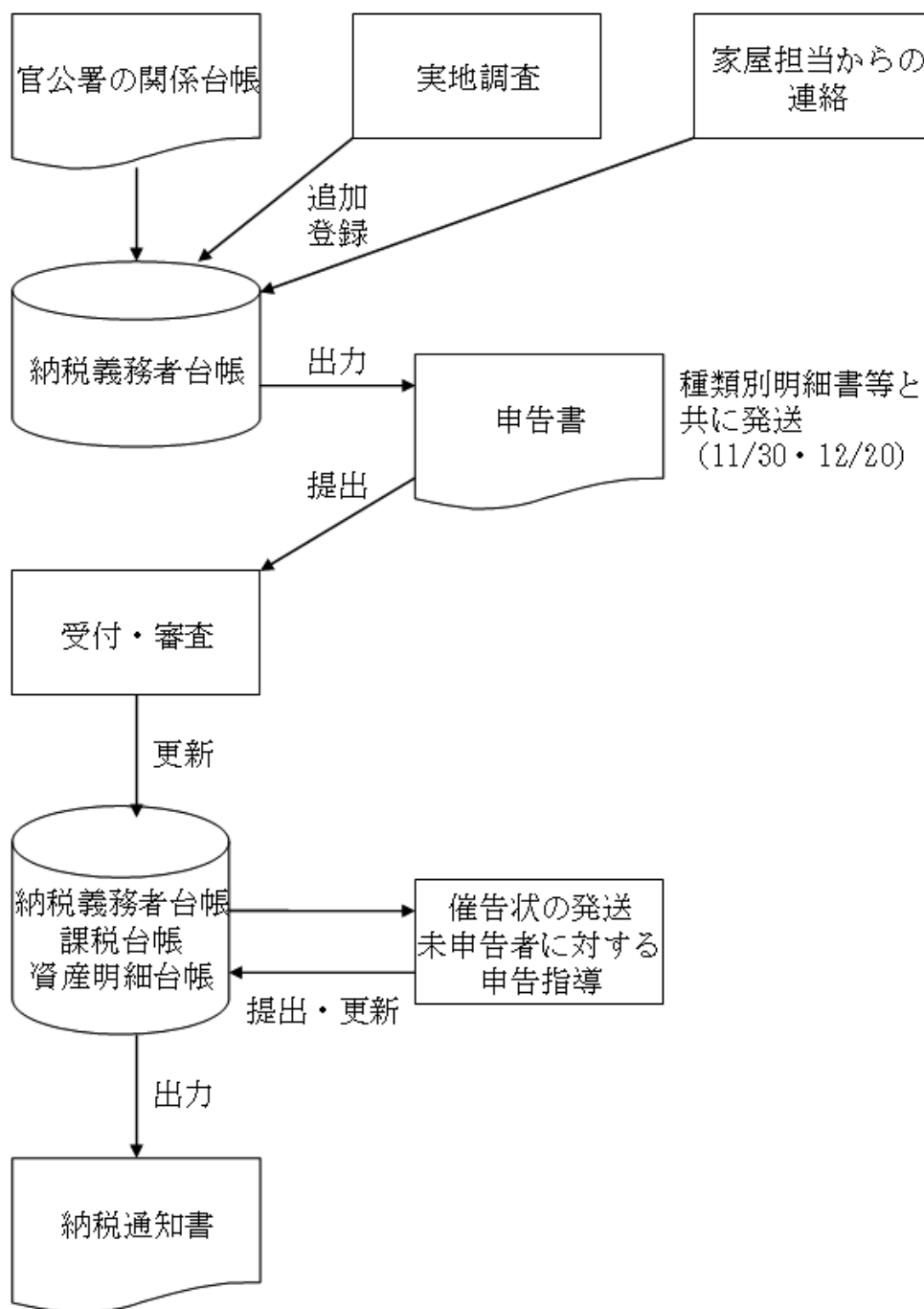


表 3 - 15 は、北九州市の償却資産の納税義務者数を区ごとにまとめたものである。課税標準額が 150 万円に満たない免税対象者を含めると、およそ 28,000 件の納税義務者が存在する。

<表3 - 15> 平成21年度の区ごとの納税義務者数

(単位：件)

区 分	個人	法人	合計	免税	総合計
門 司 区	152	1,043	1,195	1,723	2,918
小倉北区	500	2,412	2,912	4,359	7,271
小倉南区	500	1,322	1,822	2,915	4,737
若 松 区	220	937	1,157	1,635	2,792
八幡東区	118	615	733	1,429	2,162
八幡西区	652	1,645	2,297	3,871	6,168
戸 畑 区	93	572	665	1,237	1,902
合 計	2,235	8,546	10,781	17,169	27,950

表3 - 16 は、納税義務者を課税標準額によって分類したものである。納税義務者数は個人と法人を合わせると1万件を超えているが、842社(全体の約7.8%)しかない1億円以上の大法人が、課税標準額の90%近くを占めている。

<表3 - 16> 平成21年度の納税義務者数と課税標準額

(単位：件/百万円)

区 分	個 人		法 人		合 計	
	義務者数	課税標準額	義務者数	課税標準額	義務者数	課税標準額
150万円以上200万円未満	484	841	940	1,633	1,424	2,474
200万円以上300万円未満	545	1,330	1,175	2,891	1,720	4,222
300万円以上1千万円未満	984	5,117	2,950	16,602	3,934	21,719
1千万円以上2千万円未満	160	2,182	1,146	16,236	1,306	18,418
2千万円以上3千万円未満	39	949	539	12,979	578	13,928
3千万円以上1億円未満	20	861	954	51,029	974	51,890
1億円以上	3	491	842	952,427	845	952,918
免税点以上合計	2,235	11,773	8,546	1,053,799	10,781	1,065,573

イ．納税義務者を把握する方法

概要

償却資産に係る固定資産税（以下、「償却資産税」という。）は税の存在自体を知らない事業者も多い。また、顧問税理士がついていない個人事業主の中には、何を申告すればいいのかわからないという者もいる。したがって、償却資産税の賦課における重要な課題は、**新規納税義務者の完全な把握** **漏れのない申告** の2点である。北九州市ではこれらの課題を解決するため、様々な方法で事業者の把握等に努めている。

1) 各種台帳による把握

官公署の各種台帳等を調査することにより、新規納税義務者の住所、氏名、業種等を把握している。

2) 実地調査

商業地区、工業地区、建設現場等について外見調査等を行い、新規納税義務者を把握する。

3) 家屋担当からの連絡によるもの

東・西市税事務所固定資産税課家屋係から送付される「事業用家屋連絡票」「事業用賃貸家屋連絡票」により、自己所有、又は賃貸用の事業用家屋を把握する。

<表 3 - 17> 平成 21 年度の新規把握件数

(単位：件)

区分	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
個人	238	437	320	138	140	453	142	1,868
法人	179	403	315	142	110	304	101	1,554
合計	417	840	635	280	250	757	243	3,422

実施した監査手続

家屋担当からの連絡による事業者の把握が行われていることを確認するため、八幡西区（76件）と戸畑区（11件）の「事業用家屋連絡票」「事業用賃貸家屋連絡票」と納税義務者台帳への登録状況を確認し、次の書類を閲覧した。

- ・共同住宅に係る構築物等の調査票
- ・ガス設備等特定付帯設備連絡票
- ・所得税に係る申告資料
- ・契約書、見積書等

監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

ウ．実地調査

概要

地方税法第 408 条は市町村長に対し、毎年少なくとも 1 回は実地調査することを求めている。

(固定資産の実地調査)

第四百八条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない。

償却資産については、原則として申告に基づき評価及び価格の決定を行っているが、評価の間違いや賦課漏れを防ぎ、適正かつ公平な課税を確保するため、毎年 5 月から 11 月まで様々な方法で実地調査を行っている。

<表 3 - 18> 平成 21 年度償却資産調査件数及び税額変更集計表

(単位：件 / 千円)

調査区分	当初調査計画件数	調査件数	修正税額
未申告調査	1,624	1,573	95,221
業種別調査	3,481	3,468	73,800
構築物調査	339	333	12,728
大規模建物調査	51	51	19,745
大型特殊自動車調査	173	191	2,465
大法人調査	26	26	15,927
市外法人調査	2	2	6,748
添付明細書との照合		14,671	3,990
合計	5,696	20,315	198,770

(注) 1. 大型特殊自動車は当初の計画件数を超過して調査を実施した。

2. 調査できなかったものは翌年度に繰り越している。

3. は減額修正を表している。

<表3 - 19> 償却資産実地調査累年比較

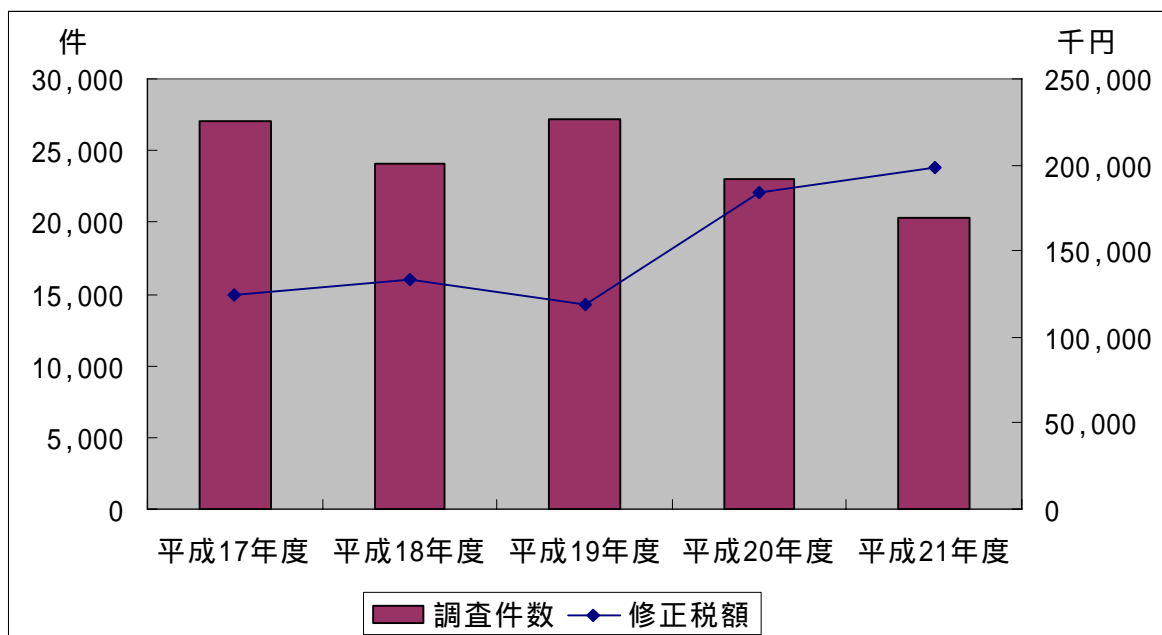
(単位：件 / 千円)

調査区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
未申告調査	調査件数	1,503	1,438	1,504	1,442	1,573
	修正税額	92,176	104,700	56,544	62,523	95,221
業種別調査	調査件数	7,276	4,884	7,902	5,323	3,468
	修正税額	17,288	5,543	10,543	30,292	73,800
構築物調査	調査件数	311	346	288	410	333
	修正税額	7,019	5,821	2,844	8,637	12,768
大規模建物調査	調査件数	20	36	47	31	51
	修正税額	2,281	3,501	7,990	6,366	19,745
大型特殊自動車調査	調査件数	120	145	154	177	191
	修正税額	496	1,857	1,615	2,303	2,465
大法人調査	調査件数	49	39	37	21	26
	修正税額	2,096	5,636	4,502	5,694	15,927
市外法人調査	調査件数	20	20		2	2
	修正税額	187	185		766	6,748
工作物調査	調査件数	165				
	修正税額	55				
添付明細書との照合	調査件数	17,613	17,236	17,294	15,588	14,671
	修正税額	3,115	13,117	34,809	67,626	3,990
合計	調査件数	27,077	24,144	27,226	22,994	20,315
	修正税額	124,713	133,358	118,847	184,207	198,770

(注) 1. 工作物調査は平成17年度で終了した。

2. は減額修正を表している。

< グラフ 3 - 2 > 償却資産実地調査合計件数と修正税額の累年比較



未申告調査

1) 概要

申告書を送付したにもかかわらず申告をしない未申告者に対する調査である。

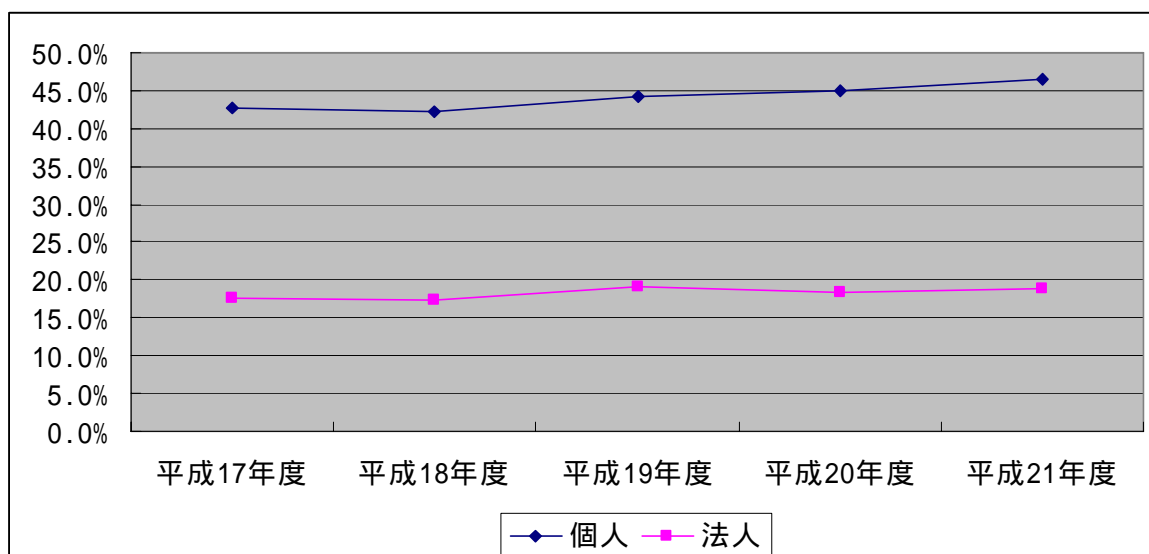
催告状を発送した後、電話、回収調査により申告書を回収する。再三の申告指導に応じない者については、未申告願末書に処理経過を詳細に記入し、必要に応じて賦課処分（推計課税）を行う。平成 21 年度の調査件数は 1,573 件であった。

< 表 3 - 20 > 償却資産申告書受付状況

(単位：件)

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
申告書 発送 件数	個人	16,337	17,136	17,511	18,893	19,521
	法人	25,634	26,151	26,884	27,220	27,269
	合計	41,971	43,287	44,935	46,113	46,790
未申告 件数	個人	6,969	7,245	7,723	8,484	9,060
	法人	4,493	4,539	5,115	5,018	5,165
	合計	11,462	11,784	12,838	13,502	14,225
催告状発送件数		2,777	2,812	2,917	3,070	3,493

< グラフ 3 - 3 > 償却資産未申告率の推移



2) 実施した監査手続

未申告者に対する調査が適正に行われていることを確認するため、平成 21 年度の八幡東区の未申告一覧表から任意に 39 件のデータを抽出して確認し、次の書類を閲覧した。

- ・平成 20 年度 未申告者の調査顛末報告

3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

業種別調査

1) 概要

業種別に 5 年一巡方式で行う調査である。5 年で全ての業種を網羅的に調査する。申告時、又は「減価償却明細書の提出について(お願い)」のハガキ等で提出された明細書を審査し、必要に応じて市内 4 税務署で法人税申告書・所得税申告書の添付書類の閲覧を行い、国税資料と不一致がある場合は、納税義務者に対し書類の再提出を依頼する。平成 21 年度は製造業を対象とし、調査件数は 3,468 件、そのうち税務署での調査まで行った件数は 2,560 件であった。

<表3-21>平成21年度税務署調査件数集計表

(単位：件)

区 分	法人	個人	合計
門司税務署	91	261	352
小倉税務署	342	786	1,128
八幡税務署	199	570	769
若松税務署	85	226	311
合 計	717	1,843	2,560

2)実施した監査手続

業種別調査が適正に行われていることを確認するため、平成21年度の調査対象者の中から3件のデータを抽出し、調査から台帳への登録までが適正に行われていることを確認した。

3)監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

構築物調査

1)概要

主として構築物を対象とする調査である。構築物や建物付属設備は、機械及び装置や工具器具備品と比べると償却資産に該当するという認識が低く、申告漏れが発生しやすい。この調査は、課税企画課家屋係から入手した共同住宅情報及び家屋未評価状況調により新築共同住宅を把握し、現地調査を行った後、賃貸駐車場・外構工事等について申告指導するものである。平成21年度の調査件数は333件であった。

2)実施した監査手続

構築物調査が適正に行われていることを確認するため、平成21年度の門司区の調査対象者の中から任意に3件のデータを抽出し、調査から台帳への登録までが適正に行われていることを確認した。また、課税企画課家屋係からの情報については全7区分を確認した。

3)監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

大規模建物調査

1) 概要

評価額が1億円以上又は見込床面積が2,000㎡以上の建物を対象とする調査である。外構工事、屋外給排水工事、受変電設備、建物付属設備のうち事業用資産として家屋評価対象外のもの、看板等の資産が申告されているかどうか確認し、併せて現地調査を行う。平成21年度の調査件数は51件であった。

2) 実施した監査手続

大規模建物調査が適正に行われていることを確認するため、平成21年度の調査対象者の中から任意に3法人のデータを抽出し、調査から台帳への登録までが適正に行われていることを確認した。

3) 監査結果

監査の結果、法規性の観点から問題とすべき点はない。

大型特殊自動車調査

1) 概要

前年中に北九州市内で登録された大型特殊自動車を対象とする調査である。前年中に陸運局に登録された大型特殊自動車について申告書が提出されているかどうか確認し、提出されていない場合は現地調査を行う。平成21年度の調査件数は191件、そのうち現地調査まで行ったのは数件であった。

2) 実施した監査手続

大型特殊自動車調査が適正に行われていることを確認するため、平成21年度の調査対象者の中から任意に3件のデータを抽出し、調査から台帳への登録までが適正に行われていることを確認した。

3) 監査結果

監査の結果、法規性の観点から問題とすべき点はない。

大法人調査

1) 概要

償却資産の税額上位の法人について、毎年継続して行う調査である。全資産の明細照合調査のほかに、増減資産に関する調査、評価額の計算に関する調査、建設仮勘定に関する調査、改良費に関する調査などを行う。平成21年度の調査件数は26件であった。

2)実施した監査手続

大法人調査が適正に行われていることを確認するため、平成 21 年度の調査対象者の中から任意に 3 法人のデータを抽出し、調査から台帳への登録までが適正に行われていることを確認し、併せて実地調査復命書を閲覧した。

3)監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

市外法人調査

1)概要

市内に償却資産を所有している市外の法人について行う調査である。本社の管理部門等を訪問し、帳簿や台帳などを確認する。平成 21 年度の調査件数は 2 件であった。

所在地：愛知県小牧市

調査日数：2 人×2 日

調査結果：税額増 5,212,500 円

所在地：福岡市

調査日数：2 人×1 日

調査結果：税額増 1,535,600 円

2)実施した監査手続

市外法人調査が適正に行われていることを確認するため、平成 21 年度の調査対象者について、計画書と報告書を確認した。

3)監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

4. 軽自動車税

(1) 軽自動車税の概要

ア. 軽自動車税とは

軽自動車税は、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（これらを総称して「軽自動車等」という。）にかかる税である。

また、フォークリフトなどのように工場の構内のみで使用され、公道を走行しない軽自動車等も、課税の対象になる。

イ. 軽自動車税の納税義務者

毎年4月1日現在（賦課期日）の軽自動車等の所有者が当該年度の軽自動車税を納める。ただし、割賦（所有権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされる。

ウ. 軽自動車税の税率

税率は以下のとおりである。

<表4-1> 軽自動車税の税率

車 種			税 率	
原動機付自転車	総排気量が 50cc 以下のもの又は定格出力が 0.6kw 以下のもの		1,000 円	
	総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの又は定格出力が 0.6kw を超え、0.8kw 以下のもの		1,200 円	
	総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの		1,600 円	
	ミニカー（ミニカーとは、三輪以上で総排気量が 20cc を超え 50cc 以下のもののうち、輪距が 50cm を超えるもの、又は車室を備えるものをいう。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ輪距が 50cm 以下の三輪（屋根付三輪）は除く。）		2,500 円	
軽自動車	二輪のもので総排気量が 125cc を超え 250cc 以下のもの		2,400 円	
	三輪のもの		3,100 円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500 円
			自家用	7,200 円
		貨物用	営業用	3,000 円
			自家用	4,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用（コンバインなどで乗用装置のあるもの）		1,600 円	
	その他のもの（フォークリフト・ショベルローダなど）		4,700 円	
二輪の小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの		4,000 円	

エ．軽自動車税の申告と納税

軽自動車等の異動の申告

軽自動車等を取得した場合や所有者又は使用者が転居した場合は 15 日以内に、また廃車や売却した場合は 30 日以内に、申告する必要がある。

申告場所は車種に応じて異なる。

原動機付自転車及び小型特殊自動車については、東・西市税事務所の市民税課又は税務課、もしくは各区役所出張所で申告する。

軽自動車については、(社)全国軽自動車協会連合会福岡県事務取扱所北九州分室で申告する。

二輪の小型自動車については、福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所で申告する。

軽自動車税の納税

納税義務者は東西市税事務所市民税課又は税務課から送付する納税通知書で納付する。

納期は毎年 5 月 1 日～5 月 31 日となる。

ただし、納期の最終日(納期限)が閉庁日の場合は、その翌開庁日となる。

また、口座振替の場合は、納期の最終日に振替となる。

オ．軽自動車税の減免

身体障害者手帳を持っている人などは、軽自動車税が減免される場合があるが、減免を受けようとする場合は納期限までに申請又は申告が必要となる。

減免の対象となるのは以下のとおりで、減免率は 10 割である。

生活保護法の規定による扶助、及びこれに準ずる公私の扶助を受けている者が所有するもののうち必要があると認める軽自動車等。

身体障害者等が所有する軽自動車等(身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、身体障害者等が運転するもの、又は、身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等のみで構成される世帯もしくは身体障害者等及び軽自動車等を運転することができない者で構成される世帯に属する身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもののうち必要があると認める軽自動車等。

その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等。

道路交通法第 99 条に規定する指定自動車教習所を設置したものが教習車として使用する軽自動車等。

学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人が設置する学校においてその用に供する軽自動車等。

社会福祉法による社会福祉事業の経営者又は生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設及び老人福祉法による老人福祉施設の設置者が所有し、かつ、その事業の用に供する軽自動車等。

日本赤十字社が所有し、巡回診療等直接その事業の用に供する軽自動車等。

国又は地方公共団体に貸与している軽自動車等（有料で使用するものを除く。）。

このほか地方税法第 443 条の規定（非課税の範囲）により、市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

また、自動車販売業者等が販売用に所有展示等している、いわゆる「商品車」については課税が免除される。

カ．軽自動車税の収入額の推移

<表 4 - 2> 軽自動車税収入額の推移

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
軽自動車税	1,115,524	1,159,721	1,190,207	1,226,234	1,263,634

（ 2 ）実施した監査手続

ア．納税義務者の把握について担当者に質問して関連書類を確認した。

市では納税義務者を北九州市市税条例第 64 条、第 70 条及び第 73 条に基づき把握している。すなわち通常は所有者又は使用者からの申告書又は報告書の提出により把握を行う。また、住所変更等による市内異動者については、住民基本台帳情報からの異動情報に基づいて把握している。

把握方法は車種によって異なっており、具体的な事務処理は次のとおりである。

原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車

車両を新規で取得した時の新規登録の申告は、所有者の住民登録のある区（東西市税事務所市民税課もしくは税務課又は区役所出張所）で「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」にて行い、その場で標識を交付する。

車両を譲渡や廃車した時の廃車申告は、東西市税事務所市民税課もしくは税務課又は区役所出張所のどこでも、「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」で行う。

軽自動車（軽二輪（125cc を超え 250cc 以下））

車両の新規取得・廃車・変更等の手続は（社）全国軽自動車協会連合会で行っている。

軽自動車税申告書は原則 10 日分ずつまとめて、財政局課税企画課に郵送され、東西市税事務所市民税課及び税務課の担当者へは庁内メールにて配送する。

軽自動車（軽三輪・軽四輪）

車両の新規取得・廃車・変更等の手続は軽自動車検査協会で行っており、軽自動車税申告書は（社）全国軽自動車協会連合会で収集される。

軽自動車税申告書は原則 10 日分ずつまとめて、財政局課税企画課に郵送され、東西市税事務所市民税課及び税務課の担当者へは庁内メールにて配送する。

二輪の小型自動車（250cc を超えるもの）

車両の新規取得・廃車・変更等の手続は九州運輸局福岡運輸支局で行っており、軽自動車税申告書は（社）全国軽自動車協会連合会で収集される。

軽自動車税申告書は原則 10 日分ずつまとめて、財政局課税企画課に郵送され、東西市税事務所市民税課及び税務課の担当者へは庁内メールにて配送する。

ただし、市外の市区町村からの転入者が軽自動車等を所有する場合、異動の申告がなければその把握は困難である。このため、転入者に関しては、転入の際の手続きでは対応ができないため把握してないとのことである。

市外転出者で廃車届出が提出されていない者に対しては、年 2 回 2 月～8 月の異動者は 9 月に、9 月～1 月の異動者は 2 月に催告はがきを送付し、転入先の市区町村等で申告をするように促している。なお、他の市区町村でも同様の事務を行っている。

イ．申請書類等の保管について申告書類を閲覧し、保存状況を視察した。

「新規申告書」及び「変更申告書」（台帳）については、車種別・車番順にファイリングして書類棚に鍵を掛けて保管している。

「廃車申告書」は、月ごとの車種別・車番順にファイリングし、廃車申告に伴う廃車台帳は車種別・車番順にファイリングし、年度終了時に文書保存箱に保管し、保存年限（7 年）が終了するまで各区の文書庫に保管している。

ウ．標識の管理について管理台帳を閲覧し、標識の発注状況及び廃棄される標識の廃棄方法について質問した。また、保管状況の視察をした。

日々の交付予定分については、一定数を東西市税事務所市民税課及び税務課の事務室内に保管・管理している。窓口で交付した標識については「交付管理簿」を作成し在庫管理をしている。業務終了時には鍵付きのキャビネットで保管している。事務室内で保管していない標識については区役所内倉庫にて保管し、倉庫自体に施錠している。

発注については、年度当初に当該年度の使用予定枚数から在庫枚数を差し引いた必要枚数を財政局課税企画課にて一括発注して過剰な在庫を防いでいる。発注先企

業については、特殊な製品であることから作製できる企業も限られているため、数社から見積書を徴しての随意契約に拠っている。ちなみに平成 21 年度は種別合計で 7,076 枚の発注をしている。

廃車等により回収された標識は廃棄される。東西市税事務所市民税課又は税務課において、ある程度たまった時点で、契約した業者に送り、切断後溶解という処理を行う。業者から東西市税事務所市民税課又は税務課へ提出された廃棄処分の報告書を読覧した。

また、軽自動車等の管理状況を確認するため、市内で放置された原動機付自転車を選んで、その標識の発行状況、軽自動車税の納付状況について調査を依頼した。当該原動機付自転車には「バイクの所有者へ 直ちに移動させなさい 警察署」という、ビニールでカバーされた張り紙が貼り付けられており、長期間放置されている様子であった。調査の結果、標識が交付された時期は平成 20 年 8 月 14 日であり、平成 21 年度及び平成 22 年度は課税済みで、また、所有者の住所変更も、車両についての異動（廃車、名義変更等）の届けも無いことが判明した。

エ．軽自動車税の減免についてその概要を質問し、申請書及び申告書を読覧した。

減免申請又は申告に基づき、「北九州市市税減免取扱要領」に照らして減免に該当するか否かを判断している。

項目ごとの件数は以下のとおりである。

<表 4 - 3> 平成 21 年度減免申請又は申告の件数 (単位：件)

区 分	原動機付 自転車	軽自動車	小型特殊	二輪の小 型自動車	合 計
非 課 税	134	913	8	61	1,116
課 税 免 除		2,206		317	2,523
非課税・課税免除小計	134	3,119	8	378	3,639
生 活 保 護 等	2	4			6
身 体 障 害 等	93	2,660		7	2,760
社 会 福 祉 事 業 用	1	176			177
教 習 車	12			9	21
日 本 赤 十 字 社		1			1
そ の 他		1			1
減 免 小 計	108	2,842		16	2,966
合 計	242	5,961	8	394	6,605

課税免除と身体障害等の件数が多いが、課税免除は前述のとおり「商品車」といわれるものである。また、身体障害等に関わる軽自動車については自家用の軽四輪

乗用車が大半を占めている。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

< 監査意見 - 4 - 1 > 軽自動車等の転入出手续について

軽自動車等の異動の有無を把握するため、転入出手续書類に「異動に伴う軽自動車等の有無」のチェック欄を設けるのが良いのではないかと考える。

市外の市区町村への転出者及び市外の市区町村からの転入者が軽自動車等を所有する場合、異動の申告がなければその把握は困難である。そこで、例えば転入出手续書類に「異動に伴う軽自動車等の有無」のチェック欄を設けることができれば、異動の有無の把握に効果的ではないかと考える。